

**文京区みどりの基本計画
中間評価報告書**

**令和 7(2025)年 4 月
文京区**

目 次

はじめに—文京区みどりの基本計画中間評価について	1
(1) 中間評価の背景と目的.....	1
(2) 中間評価の方法	1
第1章 みどりを取り巻く社会動向	2
(1) 関連する国の方針等	2
(2) 関連する東京都の方針等.....	3
(3) 文京区の上位・関連・下位計画における方針等.....	4
第2章 みどりの現況（みどりに関する分析・評価）	5
(1) みどりの量.....	5
(2) 目に見えるみどり	8
(3) 身近なまちのみどり	11
(4) 公園のみどり	14
(5) 歴史あるみどり	17
(6) 地形に特徴づけられるみどり	19
(7) みどりのネットワーク	21
(8) 生きものの生息場所としてのみどり	23
(9) みどりと区民、事業者の関わり	25
第3章 今後の取組施策の実施に向けて	29
(1) 中間評価の対象	29
(2) 重点施策の評価	31
(3) 重点施策以外の施策の評価	50
(4) 縁被地面積の目標値の評価	62
(5) 今後に向けて	63

はじめに—文京区みどりの基本計画中間評価について

(1) 中間評価の背景と目的

今回中間評価を行う「文京区みどりの基本計画」(以下、「現行計画」という)は、平成 11(1999)年 3 月の策定後、令和2(2020)年3月に改定し、公表したものです。区民、事業者、区が協力・連携しながら、みどりを創出し、育み、活かしていくことを目的に、10 年間の取組方針を5つ掲げ、その方針に基づく具体的な施策として、10 の重点施策及び 44 の取組施策を策定しました。さらに、取組施策とともに、緑被地面積の目標値を定めており、平成 30(2018)年から令和 11(2029)年までに、緑被率を 18.4%から 19.0%に上昇させることを目指しています。

現行計画は、計画期間を令和 11(2029)年までの 10 年間と定めており、令和6(2024)年度に中間の5 年目を迎えることから、取組施策の実施状況や課題の分析・評価を行い、今後の進め方を整理しました。



(2) 中間評価の方法

現状把握のため、令和2(2020)年度から5年間における国や都、文京区の新たな制度等、みどりを取り巻く社会の動向を整理するとともに、令和5(2023)年度に実施した第9次文京区緑地実態調査の結果等を基に、文京区のみどりに関する総合的な分析・評価を行いました。次に、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度における取組施策の実施状況を取りまとめ、さらに取組施策を実施していく上で課題を整理しました。最後に、文京区みどりの基本計画中間評価検討委員会において、関連計画との整合性の確認・検討を行い、目標年次である令和 11(2029)年度に向けて、今後の方向性を整理しました。

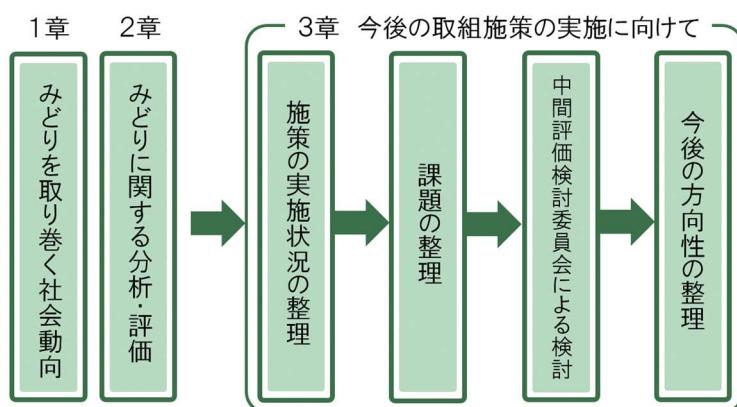


図 中間評価の手順

第1章 みどりを取り巻く社会動向の変化

令和2(2020)年3月の現行計画の策定以降、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに、都市における身近な公園や緑地は、緑豊かな環境で健康的な生活に欠かせない活動を楽しめる貴重なオープンスペースとして、その価値が再認識されました。また、急激な気候変動や生物多様性の損失等の課題に社会が直面する中、その解決手段として、多様な機能をもつ緑地への期待がより一層高まっています。

社会状況やみどりを取り巻く動向に様々な変化があることを踏まえ、中間評価の基礎情報として、国及び東京都の制度や方針、文京区の上位・関連・下位計画における方針等を整理しました。

(1) 関連する国の方針等

方針等	主な内容
都市緑地法改正 令和6(2024)年2月	・国による都市緑地に関する基本方針の策定、都道府県による都市緑地に関する広域計画の策定を位置付け。国的基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して、市区町村は緑の基本計画を定める。 ・緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備を法的に位置付け 等
緑の基本方針 令和6(2024)年12月	・全体目標として、『将来的な都市のあるべき姿「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」』を提示 ・緑の基本計画において、「環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市」「人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市」「Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市」の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す 等
緑の基本計画×グリーンインフラガイドライン(案) 令和6(2024)年6月	緑の基本計画に、グリーンインフラ(地域課題の解決に向け、戦略的計画に基づき、多様な機能が発揮される緑)の考え方をどのように取り入れればよいか示したもの 等
グリーンインフラ推進戦略 2023 令和5(2023)年9月	・グリーンインフラで目指す姿として、自然と共生する社会を提示 ・官民両輪での、あらゆる分野・場面におけるグリーンインフラのビルトインを目指す方向性を提示 等
グリーンインフラ実践ガイド 令和5(2023)年10月	グリーンインフラの基本的な考え方や主な取組、まちづくり・公園・道路・河川・港湾・海岸などの様々な場面における実践のポイントを解説 等
都市公園新時代 ～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～ 令和4(2022)年10月	新たな時代の都市公園が目指す姿として、区民、事業者等の参画を促し、パートナーシップで公園マネジメントを行うことで、多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける方向性を提示 等
生物多様性国家戦略 2023-2030 令和5(2023)年3月	生物多様性と自然資本を守り、活用し、2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)を目指す方向性を提示 等
環境教育等の推進に関する基本的な方針 令和6(2024)年5月	持続可能な社会への変革に向けた、環境保全活動、環境教育、協働取組の方向性を提示 等
流域治水関連法施行 令和3(2021)年11月	降雨量の増大等に対して、ハード整備の加速化・充実等に加えて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める方向性を提示 等

(2) 関連する東京都の方針等

方針等	主な内容
「未来の東京」戦略 version up 2024 令和 6(2024)年 1月	・目指す 2040 年代の東京の姿である「ビジョン」を提示 ・ビジョンを実現する 2030 年に向けた「戦略」等により、成長と成熟が両立した未来の東京を実現していく方向性を提示 ・戦略 13「水と緑溢れる東京戦略」において、「東京グリーンビズ」の推進を位置付け
東京グリーンビズ「東京都の緑の取組 Ver.3」 令和 7(2025)年 1月	100 年先を見据え、東京の緑(グリーン)を、都民をはじめ様々な主体との協働(ビズ)により、価値を高め、継承していく考え方の下、「まもる」取組、「活かす」取組、「育てる」取組を提示
東京都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和 3(2021)年 3月	「未来の東京」戦略ビジョンで示した方向性や都市づくりのグランドデザインを踏まえ、広域的な一体性を確保するうえで配慮すべき事項について定めるもの
都市計画公園・緑地の整備方針 ^{※1} 令和 2(2020)年 7月	都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期実現に向けた取組の方針を明らかにするもの
緑確保の総合的な方針 ^{※2} 令和 2(2020)年 7月	特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化の課題に対し、都と区市町村とが合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取り組みの方向性を明らかにし、計画的に東京の緑を確保していく方向性を提示
都市づくりのグランドデザイン 平成 29(2017)年 9月	目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す行政計画
東京における土地利用に関する基本方針について 平成 31(2019)年 2月	都市づくりのグランドデザインの具体化に向けて、どのように今後の土地利用制度を運用していくべきか方向性を提示
東京が新たに進めるみどりの取組 令和元(2019)年 5月	都市づくりのグランドデザインで示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守るとともに、あらゆる場所に新たな緑を創出していくため、東京が進める緑の取組のまとめ

※1 都と区市町が合同で策定したもの

※2 都と区市町村が合同で策定したもの



図の出典:東京グリーンビズ「東京都の緑の取組 Ver.3」より引用

(3) 文京区の上位・関連・下位計画における方針等

方針等	主な内容
「文の京」総合戦略 令和 6(2024)年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」として計画期間(4 年間)で取り組むべき主要課題を掲げており、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画 主要課題として、「誰もが暮らしやすいまちのバリアフリー化の推進」、「安全・安心で快適な公園等の整備」、「地球温暖化対策の総合的な取組」、「災害に強い都市基盤の整備」等を提示
文京区都市マスターplan 2024 令和 6(2024)年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> 長期的な視点にたって、まちの将来像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにし、都市計画の方針及びまちづくりのガイドラインとしての役割を果たすもの まちづくりの目標(～協働で次世代に引き継ぐ～安全で快適な魅力あふれるまちづくり)を提示 まちづくりの目標等を実現するための部門別のまちづくり方針として、「緑と水のまちづくり方針」等を提示
文京区地球温暖化対策 地域推進計画 令和 2(2020)年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 国・東京都における近年の地球温暖化対策の動向を踏まえ、2020 年に策定した計画に、さらなる取組推進のため計画の見直しを行ったもの 区が目指すべき将来の社会の姿として、クールアース文京都市ビジョン(まなび・くらし・しごとの中でみんなでとりくむ脱炭素のまち～クールシティ文京～)を掲げ、従来の「温室効果ガスの削減目標」の大幅な強化に加え、新たに「再生可能エネルギー導入目標」を定めたもの
文京区生物多様性地域 戦略 平成 31(2019)年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性基本法に基づく計画であるとともに、文京区環境基本計画における自然共生分野の個別計画として位置付け 文京区が目指す生物多様性都市ビジョンとして、「生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち」を掲げ、4 つの基本目標と関連する施策及び方向性を定めたもの
文京区環境基本計画 平成 29(2017)年 3 月	<ul style="list-style-type: none"> 平成 11 年に策定した、区における環境に関する全ての施策の基本的な方向を示す文京区環境基本計画を環境変化に伴い改定したもの 国の環境基本法及び環境基本計画の精神を踏まえ、「文京区基本構想」に掲げる将来都市像の実現を、環境等の側面から担う計画 環境共生都市ビジョン(ひとがつなげる文の京の誇れる“あした”～環境共生都市ぶんきょう～)を掲げ、5 分野ごとの 5 つの基本目標に向けた施策を示したもの
文京区景観計画 平成 25(2013)年 10 月	<ul style="list-style-type: none"> 景観法に基づく文京区独自の景観計画で、区の特性に応じた景観形成基準を定めたもの 文京区基本構想に掲げる分野別の将来像や、文京区都市マスターplanに示す方針を実現するための、「まちづくりに係わる個別部門計画」のひとつ
文京区みどりの保護条例 昭和 50(1975)年 4 月	みどりの保護と育成を通じて豊かな自然環境を確保することを目的とし、樹木の保存や公共施設の緑化、届出事項などを定めたもの
文京区公園再整備基本 計画 令和 4(2022)年 3 月	「みどりの基本計画」の考え方に基づき、今後の公園再整備及び維持管理運営の在り方を示したもの

第2章 みどりの現況（みどりに関する分析・評価）

令和5(2023)年度に実施した、第9次緑地実態調査報告書等の結果を踏まえ、区内のみどりに関する分析・評価を行い、中間評価の基礎情報として、現行計画の「みどりの現況と課題」を更新しました。

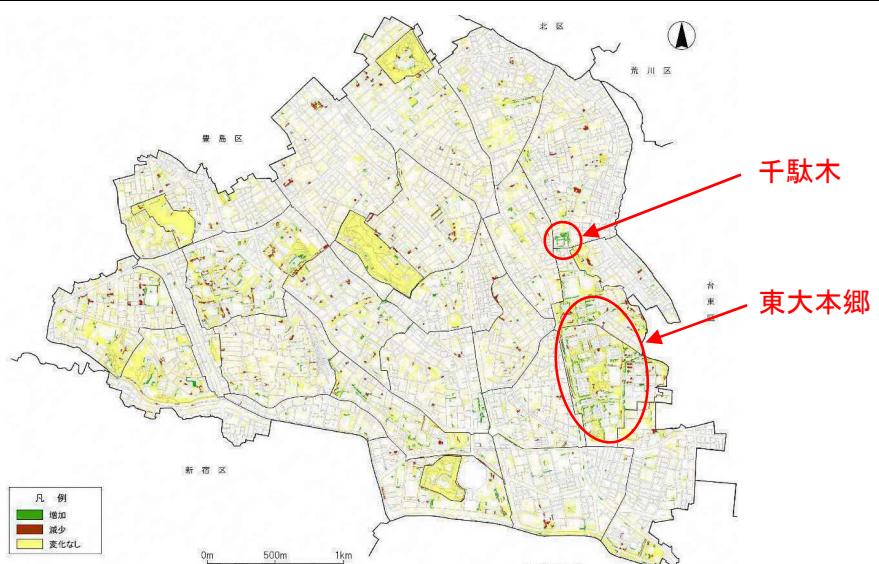
(1) みどりの量

現況

- 公園緑地の面積は小さいながら緑被率・緑被地面積がともに高く、本区の緑被地として重要な役割を果たしています(図表 1-1)。同様に学校用地、社寺用地もこれに準じる役割を果たしています。
- 緑被率は、平成 7(1995)年の 16.0%から令和 5(2023)年の 19.1%へと増加しています。樹林地の多い東京大学のある本郷地区や、新たに大規模な施設建設に伴う緑化整備により、千駄木などで特に緑被地面積が増加しています(図表 1-2)。また、緑被率に占める樹木被覆の割合が高くなっています(図表 1-3)。
- 区内の樹木数(胸高直径 50cm 以上)は 7,245 本であり、5 年前の調査から横ばいとなっています(図表 1-4)。
- 低層建築群、高層建築群の緑被率は区平均を下回りますが、本区でこれらの敷地面積の占める割合が最も大きいため、この範囲のみどりが増えすることで、緑被地の面積の総和も大きくなっていくと考えられます(図表 1-5)。

課題

- 1-1 低層建築群及び高層建築群の緑被率の増減が、本区全体のみどりの量に大きな影響を与えるものとなっています。主たる都市構造区分である民有地の緑被率を上げていくことで、緑被地面積の増加と区全体の緑被率の上昇を図ることができます。

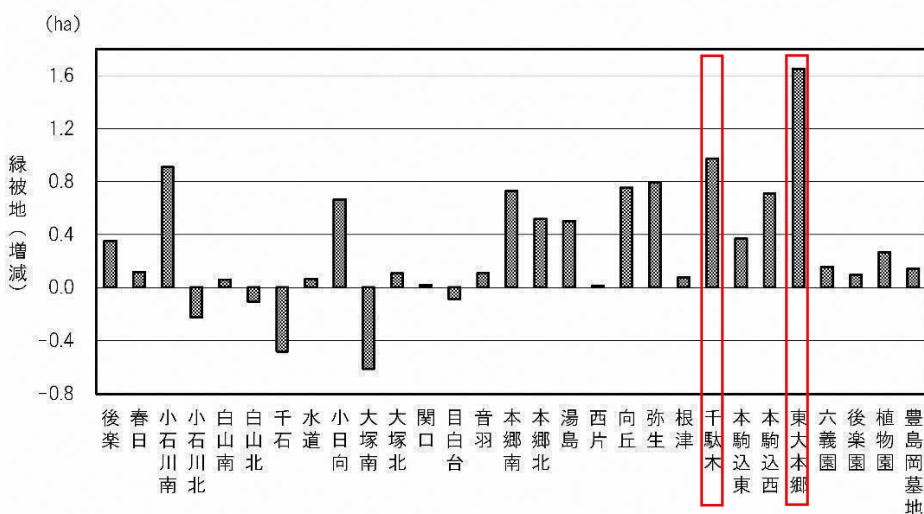


図の出典：第 9 次文京区緑地実態調査報告書(2023 年度)より引用

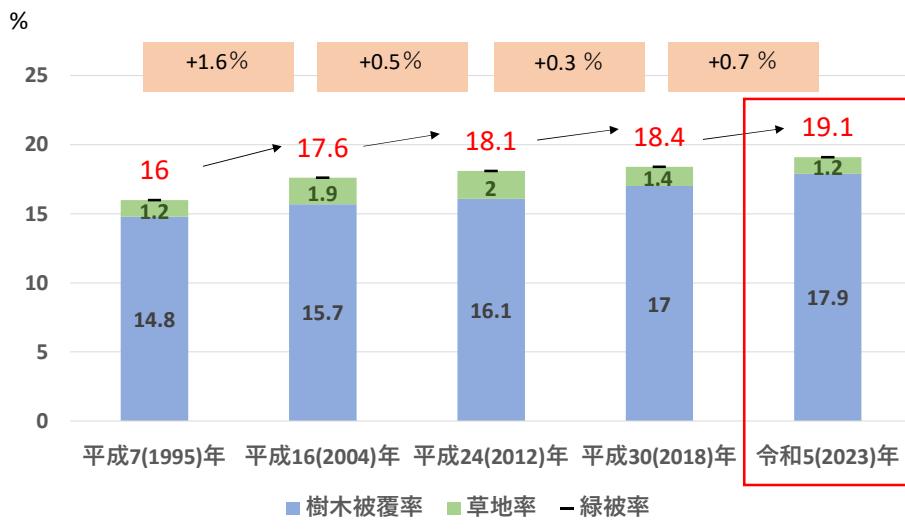
図表 1-1 文京区における緑被の分布とその変化

区内では、大規模なまとまった緑被が点在しています。小規模な緑被は、区全体にわたって分布しています。

区内各所で新たに増加した緑被、減少した緑被が見られます。



図の出典:第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)より引用



図表 1-2
平成 30(2018)年から
令和 5(2023)年までの
区域別の緑被地面積の
増減

特に東京大学のある東大本郷や、日本医科大学付属病院が整備された千駄木などで緑被地面積が大きく増加しています。

図表 1-3
文京区における緑被率の
推移

平成 7(1995)年から令和 5(2023)年にかけて、増加率に変動はあるものの継続的に増加しています。

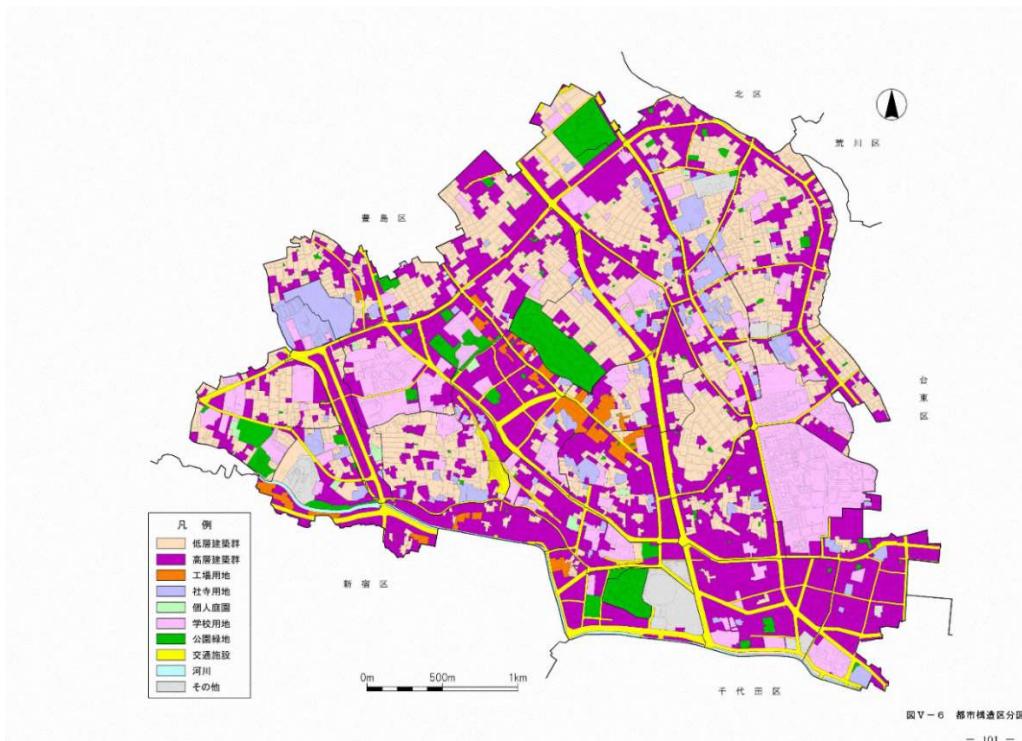
平成 30(2018)年から令和 5(2023)年にかけて、緑被率は 18.4%から 19.1%に上昇しました。

胸高直径(cm)	平成30年 (本)	令和5年 (本)	増減 (本)	変化率 (%)
50-59	2,809	2,799	-10	-0.4
60-69	1,773	1,775	2	0.1
70-79	1,116	1,080	-36	-3.2
80-89	669	660	-9	-1.3
90-99	401	413	12	3.0
100-109	226	237	11	4.9
110-119	101	123	22	21.8
120-129	77	79	2	2.6
130以上	81	79	-2	-2.5
合計	7,253	7,245	-8	-0.1

図の出典:第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)より引用

図表 1-4
文京区における太さ別樹
木本数の経年変化

平成 30(2018)年から令和 5(2023)年にかけて、大きい樹木の割合が増加していますが、合計の樹木本数は横ばいでいます。



図V-6 都市構造区分図

- 101 -

都市構造区分	年度	公有地		民有地	
		面積(ha)	緑被率(%)	面積(ha)	緑被率(%)
低層建築群	令和5(2023)年	2.4	29.7	293.7	13.3
	平成30(2018)年	3.2	25.8	304.6	12.8
高層建築群	令和5(2023)年	17.5	18.2	377.6	8.9
	平成30(2018)年	16.6	17.9	365.5	8.1
工場用地	令和5(2023)年	0.0	4.7	16.6	4.3
	平成30(2018)年	0.0	10.1	17.5	4.8
個人庭園	令和5(2023)年	0.0	0.0	3.4	69.8
	平成30(2018)年	0.0	0.0	3.6	68.4
学校用地	令和5(2023)年	113.0	31.1	36.7	22.8
	平成30(2018)年	113.1	28.8	36.8	22.5
その他	令和5(2023)年	3.5	26.7	23.0	26.9
	平成30(2018)年	3.5	24.3	23.1	24.8

都市構造区分	年度	面積(ha)(2023年)	緑被率(%)
社寺用地	令和5(2023)年	58.2	44.6
	平成30(2018)年	58.0	42.7
公園緑地	令和5(2023)年	57.1	77.2
	平成30(2018)年	57.1	78.9
交通用地	令和5(2023)年	119.7	12.2
	平成30(2018)年	119.6	12.3
河川	令和5(2023)年	6.7	14.5
	平成30(2018)年	6.7	16.2

図、データの出典:第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)より引用

図表1-5 文京区の都市構造区分ごとの公有地、民有地の面積及び緑被率

文京区の都市構造の面積は、その多くの割合が低層建築群(2階建以下の建築群)と高層建築群(3階建以上の建築群)で構成されており、いずれも、その大半が民有地となっています。樹木被覆地と草地を合わせた緑被率に着目すると、低層建築群における民有地の緑被率は、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて、12.8%から13.3%に上昇し、高層建築群における民有地の緑被率は8.1%から8.9%に上昇しています。今後これらの民有地の緑被率をさらに上昇させることで文京区全体の緑被率の一層の上昇が期待できます。

その次に都市構造の面積の多い交通用地、学校用地について、交通用地の緑被率は大きな変化は見られませんが、学校用地においては、公有地において28.8%から31.1%に、民有地において22.5%から22.8%に上昇しています。今後交通用地と学校用地の緑被率をさらに上昇させることで、文京区全体の緑被率の一層の上昇が期待できます。

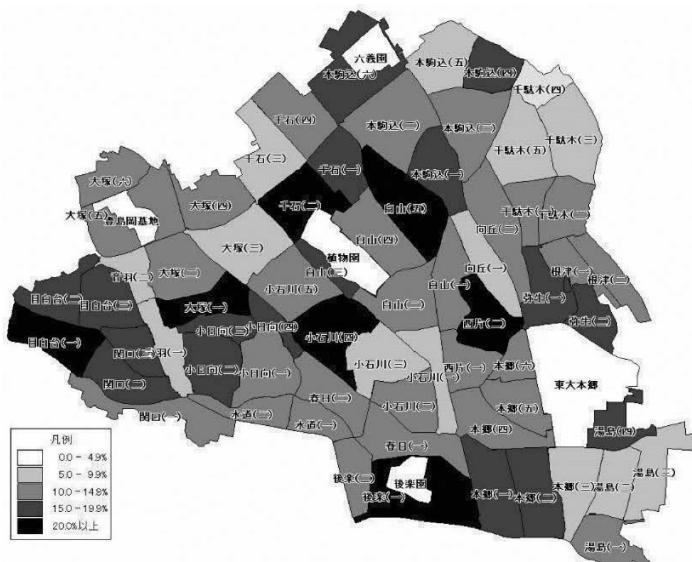
(2) 目に見えるみどり

現況

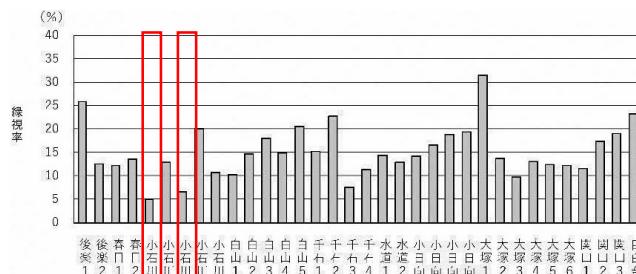
- 緑視率は平成 16(2004)年以降減少傾向にありましたが、平成 30(2018)年から令和 5(2023)年にかけては、同程度の水準で推移しています。
 - ただし、小規模住宅密集地で緑視率が低い地域が多くなっています(図表 2-1、図表 2-2)。
 - 接道緑化延長、接道緑化率は近年一定の水準を保ってきましたが、令和 5(2023)年にかけてやや減少しています(図表 2-3、図表 2-4、写真 2-1、写真 2-2、写真 2-3)。

課題

- 2-1** 特に宅地内のみどりを増加させていくことで、目に見えるみどりを生み出していく必要があります。
2-2 接道緑化の減少を抑え、目に見えるみどりの保全、創出に努める必要があります。

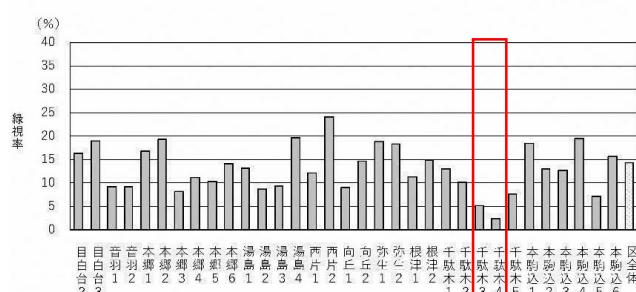


注：縁視率は、定点観測結果の平均値である。
特別区域には、調査地点を設定していない。



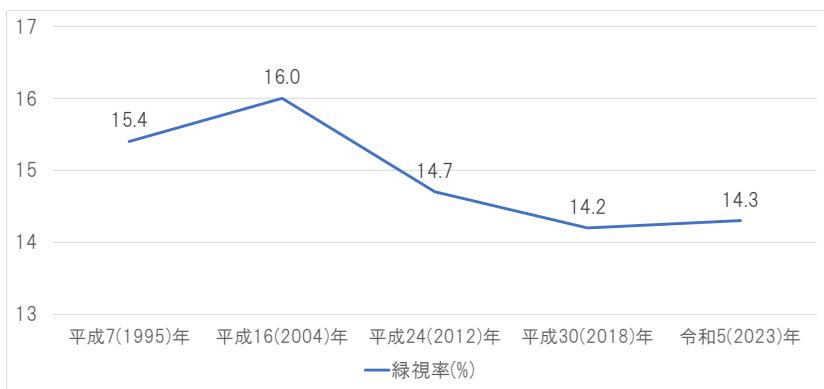
図表 2-1 文京区における緑視率の分布

小石川一丁目・三丁目、
千駄木三丁目・四丁目など、小規模住宅密集地で
緑視率が低くなっています。



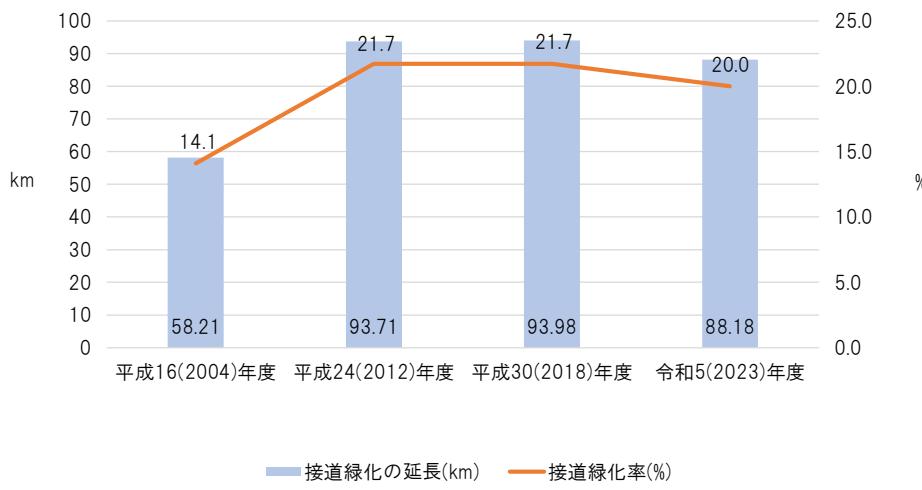
これらの地域では小規模住宅が狭隘道路を挟んで林立しており、緑化スペースが少ないことが理由として考えられます。

図の出典:第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)より引用



**図表 2-2
文京区における緑視率の推移**

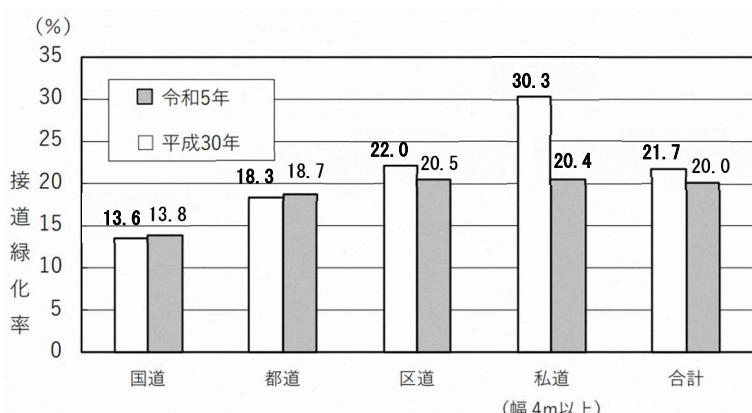
平成 16(2004)年以降、緑視率は減少傾向にありましたが、平成 30(2018)年から令和 5(2023)年にかけては、同程度の水準で推移しています。



**図表 2-3
文京区における接道緑化**

接道緑化延長、緑化率は近年一定の水準を保っていましたが、令和 5(2023)年度にかけては、やや減少しました。

平成 30(2018)年度と比較して、接道緑化延長は約 6km 減少し、接道緑化率も約 2% 減少しました。



種別	接道延長 (km) (道路延長 × 2)	接道緑化延長 (km)		接道緑化率 (%)
		うち生垣 (km)		
国道	16.35	2.26	0.27	13.8
都道	52.22	9.76	1.30	18.7
区道	341.79	70.08	10.48	20.5
私道 (幅 4m以上)	29.79	6.09	0.61	20.4
合計	440.14	88.18	12.67	20.0

注 1：数値の端数処理（四捨五入）のため、表中の各項の合計は、必ずしも総計値と一致しない。

図の出典: 第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)に加筆

**図表 2-4
接道緑化率の経年変化**

接道緑化率の経年変化を道路種別でみると、国道と都道では接道緑化率が微増しているが、区内で最長の接道延長である区道では1.5%、私道では9.9%減少しました。



写真 2-1（上）
接道緑化の例
（住宅の生垣）



写真 2-2（中）
接道緑化の例
（事業所の敷地の緑化）

写真 2-3（下）
接道緑化の例
（公共施設の敷地の緑化）

接道緑化とは、敷地のうち、道路に面している部分の緑化のことです。目に見えるみどりの増加に貢献しています。

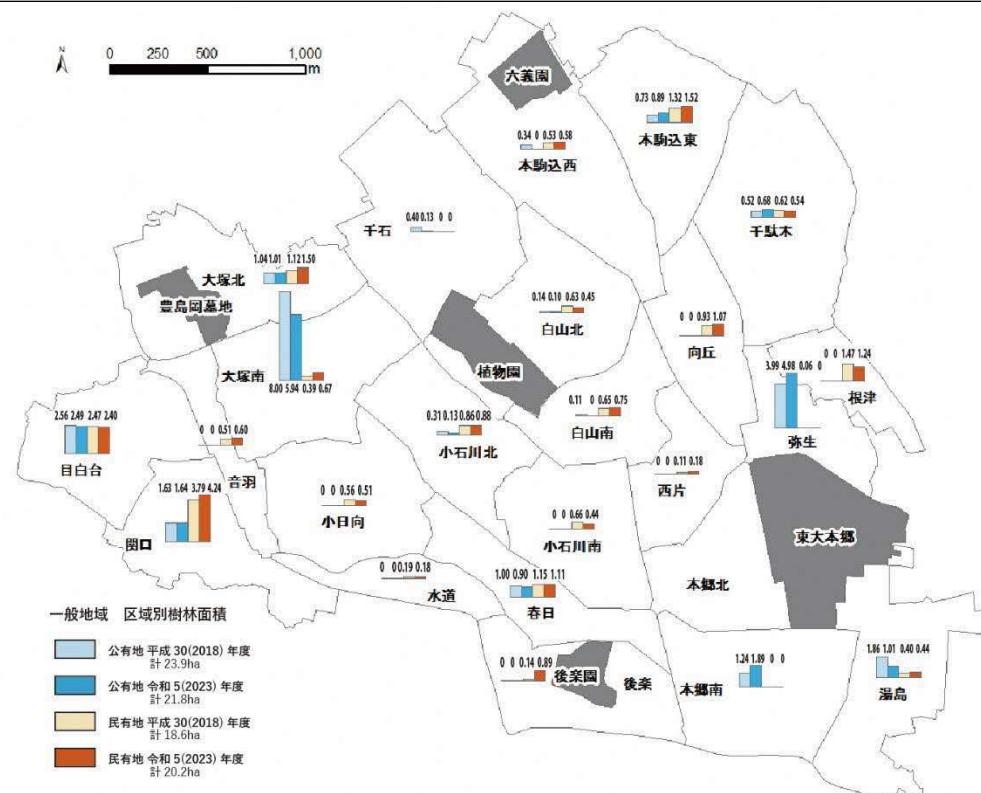
(3) 身近なまちのみどり

現況

- 文京区の一般区域(大規模公園や大学等のある地区を除く)においては、300 m²以上の樹林は約21.8haが公有地に分布しており、平成30(2018)年度から約2.1ha減少しています。また、約20.2haが民有地に分布しており、平成30(2018)年度からは約1.6ha増加しています(図表3-1)。樹木(胸高直径50cm以上)は2,505本が公有地に分布しており、平成30(2018)年度から25本減少しています。また、2,104本が民有地に分布しており、平成30(2018)年度からは29本減少しています(図表3-2)。
- 緑化計画に基づく民間施設の緑化は、近年80件/年ほど行われています(図表3-3)。緑化計画に基づく公共施設の緑化は、年度により面積に大きな変動があります(図表3-3)。
- 総合設計制度に基づく公開空地は、これまでに20箇所生み出されています(写真3-1)。
- 屋上緑化面積はやや増加していますが(図表3-4)、壁面緑化面積は近年減少しています(図表3-5)。
- 根津・千駄木地域は木造建築物と軒先のみどりが一体となった独特のまち並みを形成しています。

課題

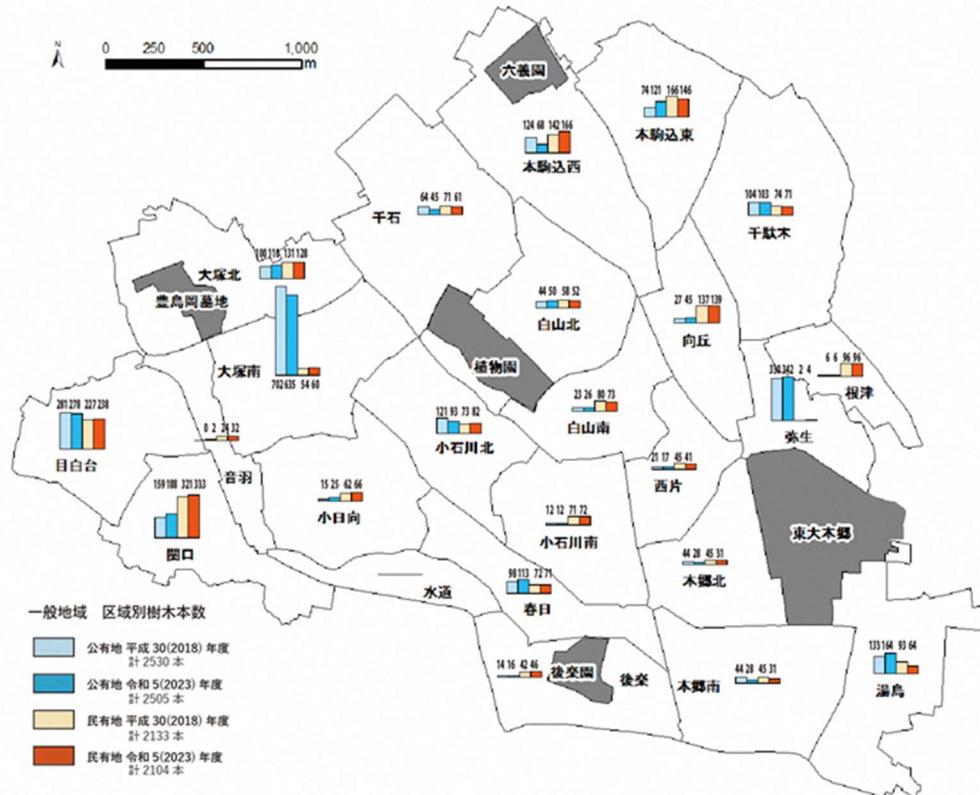
- 公共施設の緑化については緑化面積が大きい場合も多く、質を維持・向上させていく必要があります。
- 民間施設の緑化については、1件あたりの緑化面積が小さい傾向にあるため、限られた面積で効果を確保できるよう、適切に緑化を誘導していく必要があります。
- 個人宅のみどりの創出誘導について、より効果的な緑化の取組を検討していく必要があります。



図表3-1 樹林(300 m²以上)の公有地、民有地別の分布

300 m²以上の樹林は約21.8haが公有地に、約20.2haが民有地に分布しています。

なお、図中の灰色で示された、大規模公園や大学等のある地区は除いています。

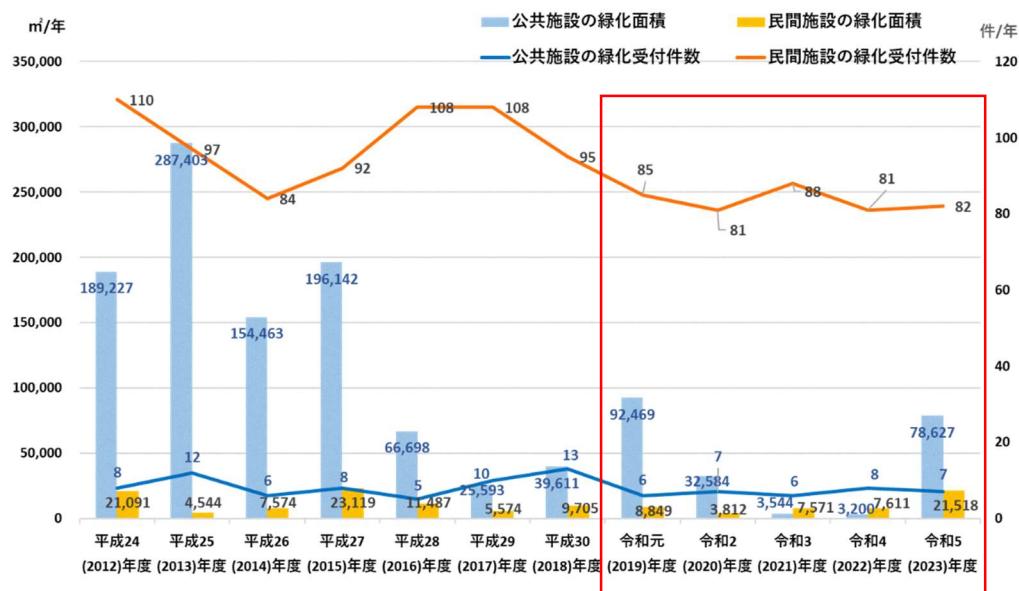


図表 3-2

樹木(胸高直径 50cm 以上)の公有地、民有地別の分布

樹木(胸高直径 50cm 以上)は 2,505 本が公有地に、2,104 本が民有地に分布しています。

なお、図中の灰色で示された、大規模公園や大学等のある地区は除いています。



図表 3-3

緑化計画に基づく緑化受付件数と緑化面積の推移

緑化計画に基づく民間施設の緑化件数は、近年では年間 80 件程度になっています。

また、緑化計画に基づく公共施設の緑化の件数は、民間施設と比較して少ないものの、面積では民間施設を大きく上回る年もあります。

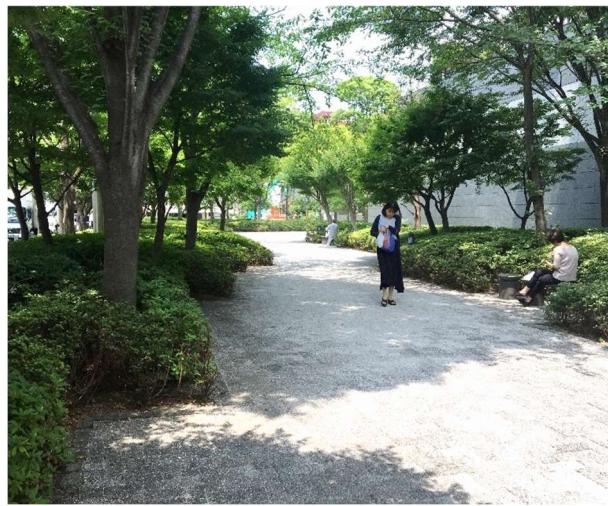
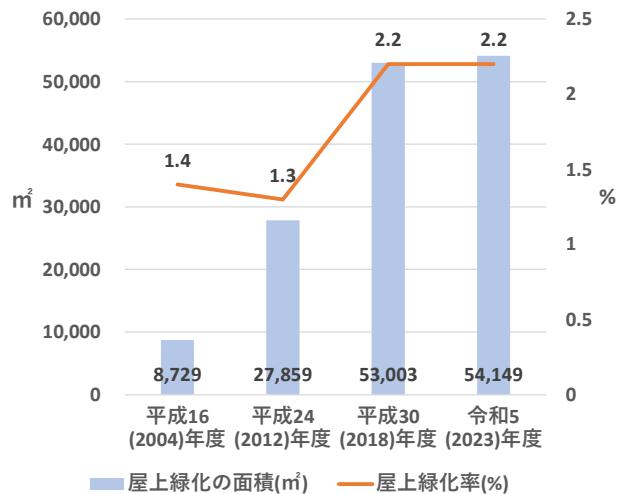


写真 3-1

公開空地

事業者が敷地内に創出した公開空地は、区民にとって快適なオープンスペースとなっています。

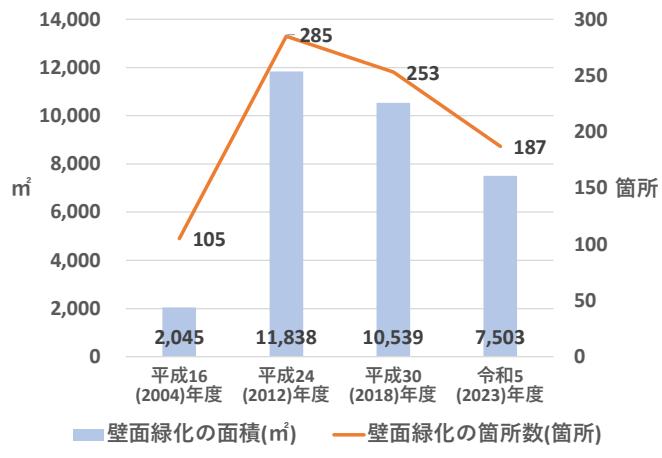
総合設計制度に基づく公開空地は、これまでに 20 箇所が生み出されています。



図表 3-4

屋上緑化面積と屋上緑化率の推移

屋上緑化面積は平成24(2012)年度から平成30(2018)年度にかけて大きく増加しました。令和5(2023)年度にかけてもわずかに増加しています。



図表 3-5

壁面緑化面積と壁面緑化箇所数の推移

壁面緑化面積は平成24(2012)年度以降減少傾向が続いています。

その要因として、建物の建て替えやブロック塀のツル類の撤去が挙げられます。

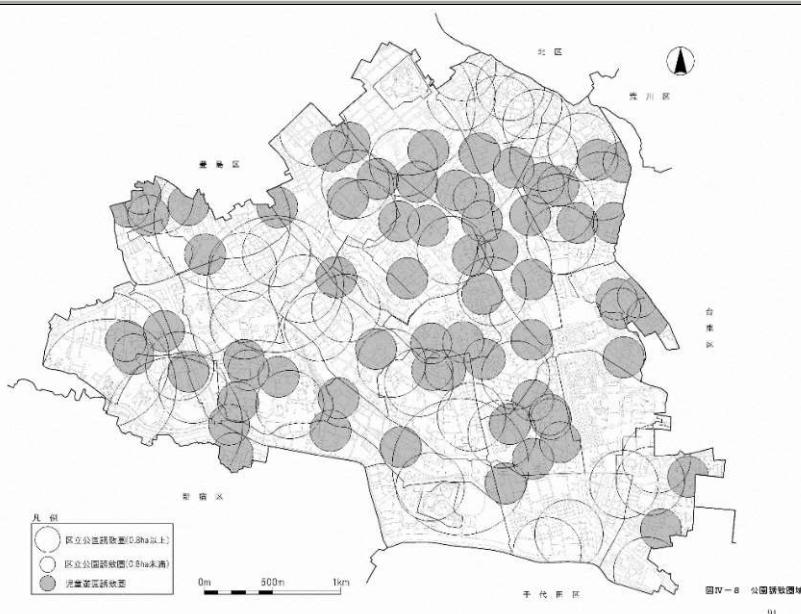
(4) 公園のみどり

現況

- 区内全域に公園が分布していますが、誘致圏を充足していないエリアが存在します(図表 4-1)。
- 公園面積は増加していますが、近年では面積の増加傾向は小さくなっています(図表 4-2、図表 4-3)。
- 「緑が多く、木陰での休憩や散策が楽しめる公園」、「災害時に避難場所となる機能をもった公園」、「四季折々の花や紅葉を楽しめる公園」、「各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園」等、公園に求められるニーズが多様化しています(図表 4-4)。
- 公園の再整備が、周辺住民や利用者のニーズを反映して実施されており、再整備後の公園においては子どもや高齢者等の利用者が増加しています(図表 4-5、写真 4-1、写真 4-2、写真 4-3)。

課題

- 4-1** 今後は量的な拡大が困難な中で、再整備による質的な向上を通じて各公園の利用度と満足度を高めていくことが求められます。
- 4-2** 子育て世代が増加し、公園に求められるニーズが多様化する中、公園の再整備・有効活用を着実に実施していく必要があります。

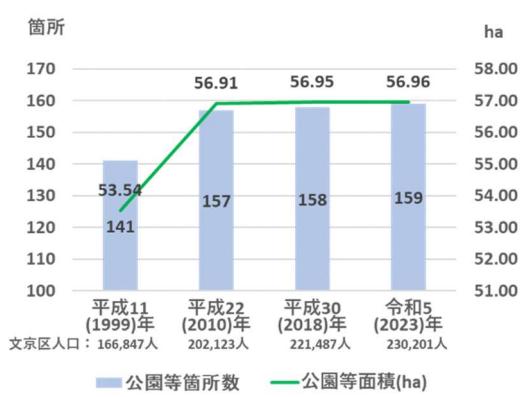


図表 4-1

公園の分布

区内全域に公園が分布していますが、誘致圏を充足していないエリアが存在します。

図の出典:第 9 次文京区緑地実態調査報告書(2023 年度)より引用



図表 4-2

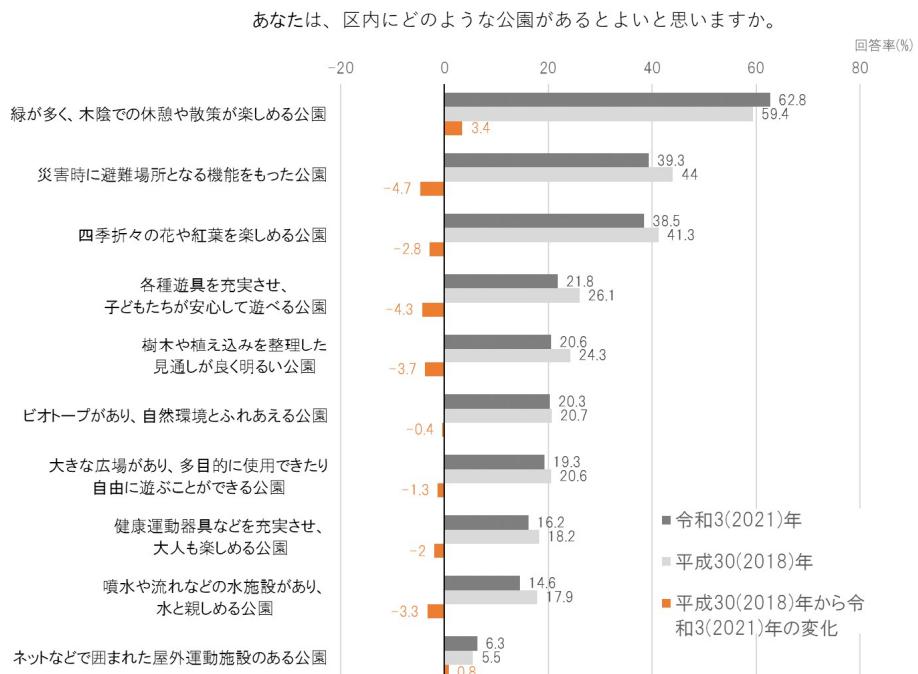
公園等箇所数、公園面積の増加

平成 21(2009)年に目白台運動公園が開設され、平成 11(1999)年から平成 22(2010)年にかけて、約 3.37ha の面積が増加しています。それ以降、公園等の箇所数、面積に大きな変化はありません。

区分		数		面積 (m ²)	
		H30(2018)年	R5(2023)年	H30(2018)年	R5(2023)年
区施設	区立公園	46	46	211,097.46	211,207.46
	児童遊園	66	66	21,625.63	21,608.93
	一時開放遊び場	6	7	2,345.45	2,313.38
	ポケットパーク	16	15	1,374.90	1,353.80
	グリーンスポット	20	21	570.20	594.70
都立公園、準公園等	都立公園	2	2	158,656.58	158,656.58
	準公園	2	2	173,829.24	173,829.24
公園等 計		158	159	569,449.46	569,564.09

**図表 4-3
公園等の箇所数、面積一覧表**

平成 30(2018)年から令和 5(2023)年にかけては、一時開放遊び場、グリーンスポットがそれぞれ 1 か所増加し、ポケットパークが 1 か所減少しました。



**図表 4-4
公園に求められるニーズの多様化**

「緑が多く、木陰での休憩や散策が楽しめる公園」の回答率が最も高く、かつ増加しました。また、その他の「災害時に避難場所となる機能をもった公園」、「四季折々の花や紅葉を楽しめる公園」、「各種遊具を充実させ、子どもたちが安心して遊べる公園」等のニーズが高くなっています。
(平成 30(2018)年第 24 回文京区政に関する世論調査、令和 3(2021)年第 25 回文京区政に関する世論調査から作成)



**図表 4-5
再整備された公園**

公園再整備基本計画を策定するの、平成 25(2013)年度から令和 5(2023)年度までに、都市公園・児童遊園 112 園中、36 園で再整備等を実施しました。



写真 4-1 (左)、写真 4-2 (中)、写真 4-3 (右)公園再整備前後の様子(六義公園)

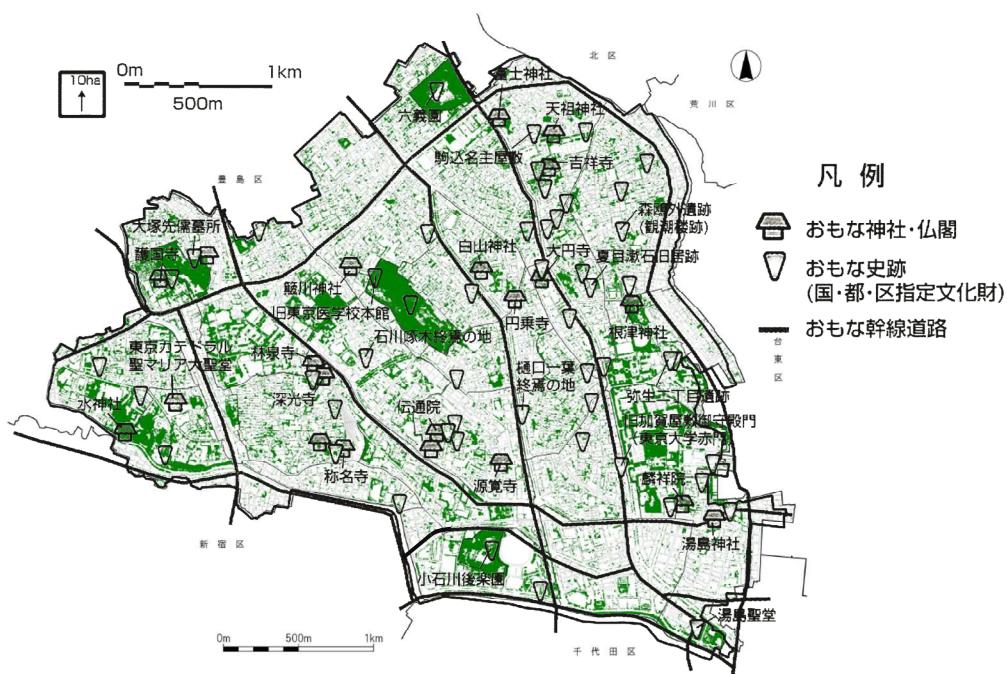
(5) 歴史あるみどり

現況

- 江戸時代の大名屋敷跡が大学や庭園、公園等の大規模な緑地やオープンスペースとして人々の暮らしにうるおいを与えています(図表 5-1、写真 5-1、写真 5-2)。
- 歴史的資産としてのみどりを活用した文京花の五大まつりが行われています(写真 5-3)。
- 歴史ある大きな樹木が分布しています。これらのうち、690 本が保護樹木とされています。保護樹木の健康度は、若干の改善が見られます。(図表 5-2、写真 5-4)。

課題

- 5-1 老朽化した樹木は倒木等のリスクもあるため、みどりの保全、維持管理、更新をバランスよく行う必要があります。



図の出典: 第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度), 文京区緑の基本計画(1998年度)から作成

図表 5-1
文京区の歴史的な資源とみどりの分布

江戸時代の大名屋敷跡が大学や庭園、公園等の大規模な緑地やオープンスペースとして分布しています。

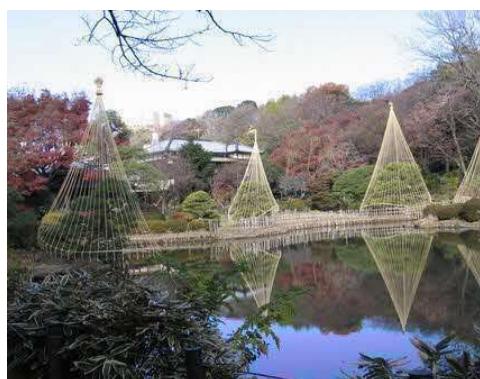


写真 5-1 (左)
小石川後楽園
写真 5-2 (右)
肥後細川庭園



写真の出典：文京区観光協会 HP「文京花の五大まつり」から作成

写真 5-3

文京花の五大まつり

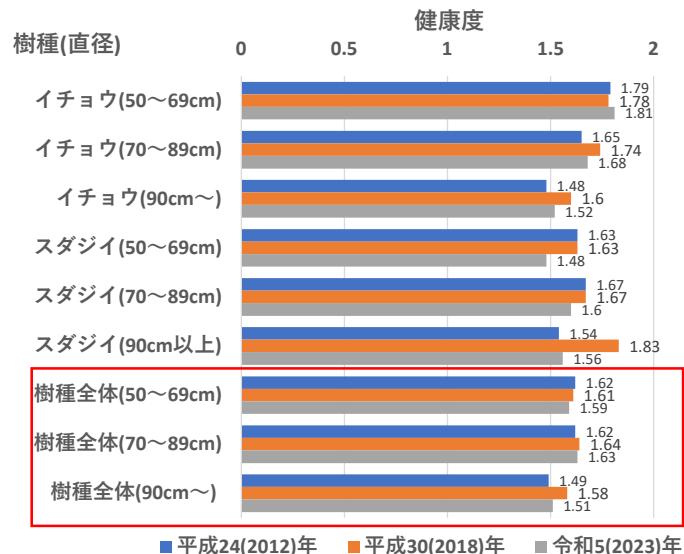
(左上)文京さくらまつり(毎年3月下旬～4月上旬頃)
会場：播磨坂さくら並木

(左下)文京つつじまつり(毎年4月～5月頃)
会場：根津神社

(中上)文京あじさいまつり(毎年6月頃)
会場：白山神社

(中下)文京菊まつり(毎年11月頃)
会場：湯島天満宮

(右)文京梅まつり(毎年2月頃)
会場：湯島天満宮



図表 5-2

文京区内の保護樹木の健康度の経年変化

保護樹木全体の健康度は、前回調査時の平成30(2018)年と比較すると、全体的に若干の改善が見られます。

健康度は、科学技術庁資源調査会による樹木の活動度の判定基準に準じて算出したものです。樹勢、樹形、枝葉密度、葉色から判断するもので、健康度が悪いほど点数が大きな値となります。

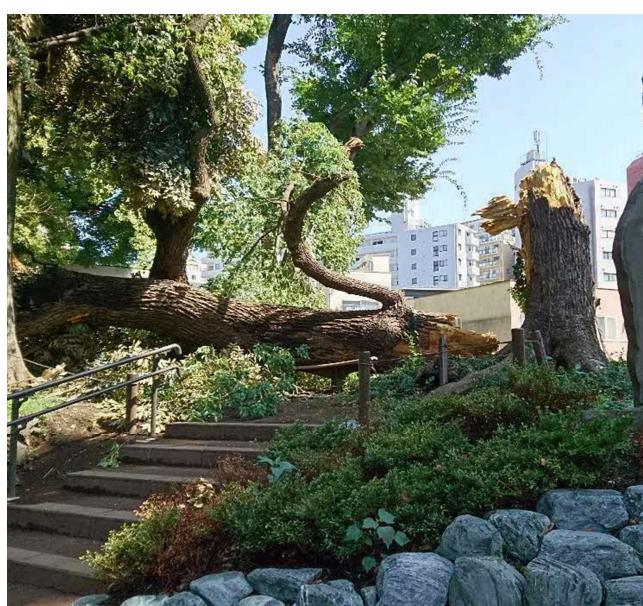


写真 5-4

平成30(2018)年台風第24号による倒木の様子

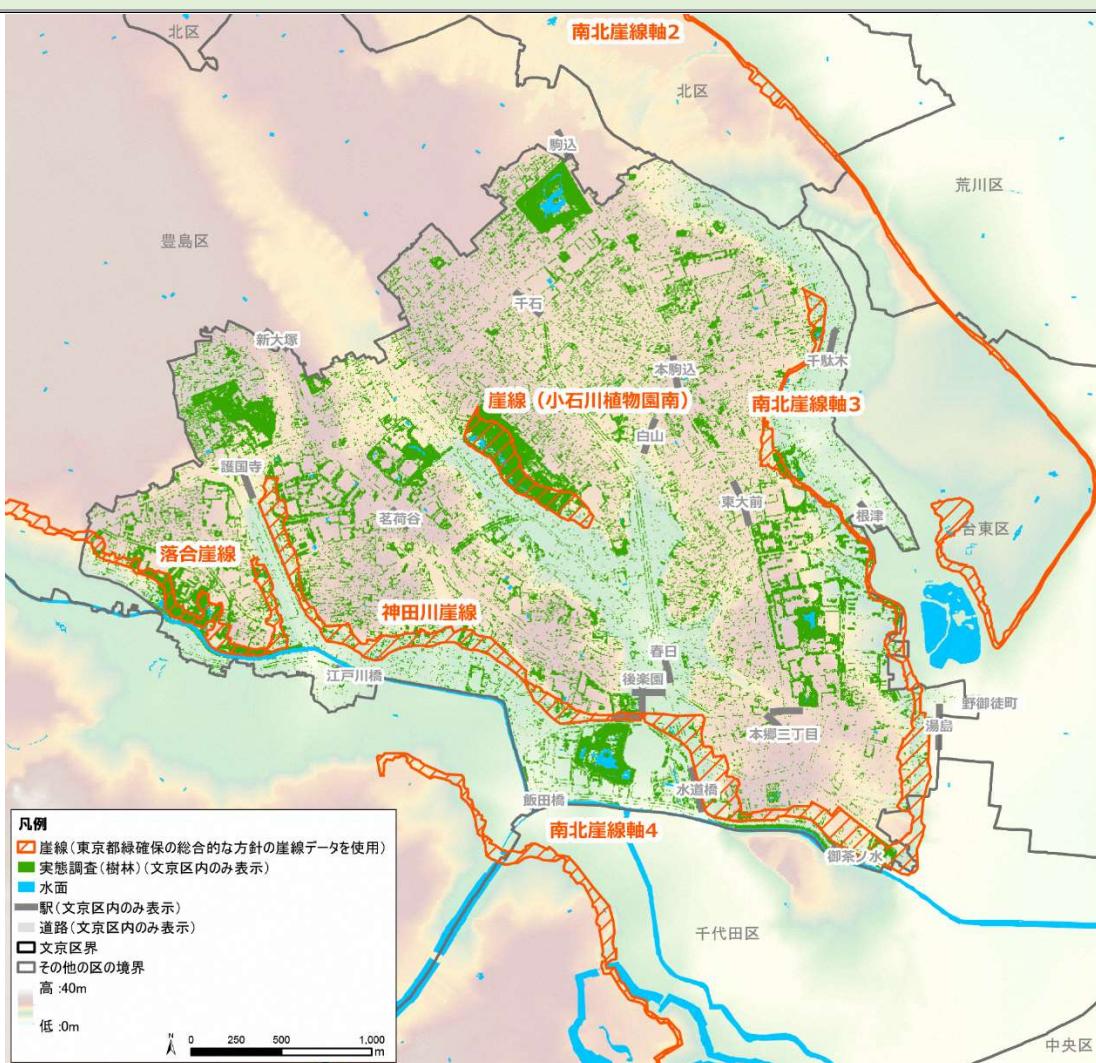
(6) 地形に特徴づけられるみどり

現況

- 崖線や坂道によって特徴ある景観が形成されるとともに、湧水、水辺が分布し、地形豊かな公園として活用されています(図表 6-1、写真 6-1、写真 6-2、図表 6-2)。
- 神田川沿いに樹林が分布しています(図表 6-1)。
- 地表面温度が高温になりやすくなっていますが、特に大規模な樹林地周辺の地表面温度は低く保たれています(図表 6-3)。

課題

- 6-1 崖線のみどりについて、樹林、湧水、水辺を一体的に維持管理していく必要があります。
- 6-2 暑熱環境の緩和に寄与するみどりを創出していく必要があります。



図の出典:東京都緑確保の総合的な方針、第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)、基盤地図情報から作成

図表 6-1 文京区の地形と樹林、水面の分布

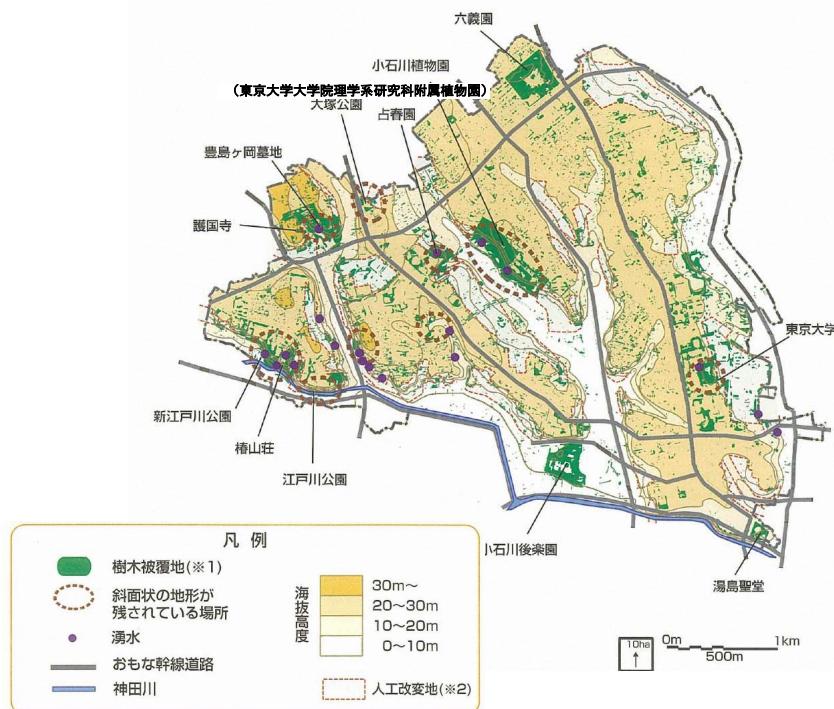
東京都の緑確保の総合的な方針によると、文京区には、落合崖線、神田川崖線、小石川植物園南の崖線、南北崖線軸 3 が走っています。落合崖線は区外に西方に続いています。南北崖線軸 3 は、南方に新宿区、千代田区へと続く南北崖線 4、北方に台東区から荒川区へと続く南北崖線 2とともに、東京 23 区を南北に縦断する南北崖線を形成しています。

台地や崖線にそって、現在多くのみどりが分布しています。そこでは、江戸時代の大名屋敷がすがたを変え、現在では東京大学や六義園等の文京区を代表するまとまった緑地やオープンスペースとなっています。また、西片、白山、小日向、関口等には良好な住宅地、本駒込付近には神社仏閣の集積がみられ、軒先や境内等の身近なみどりが多く分布しています。

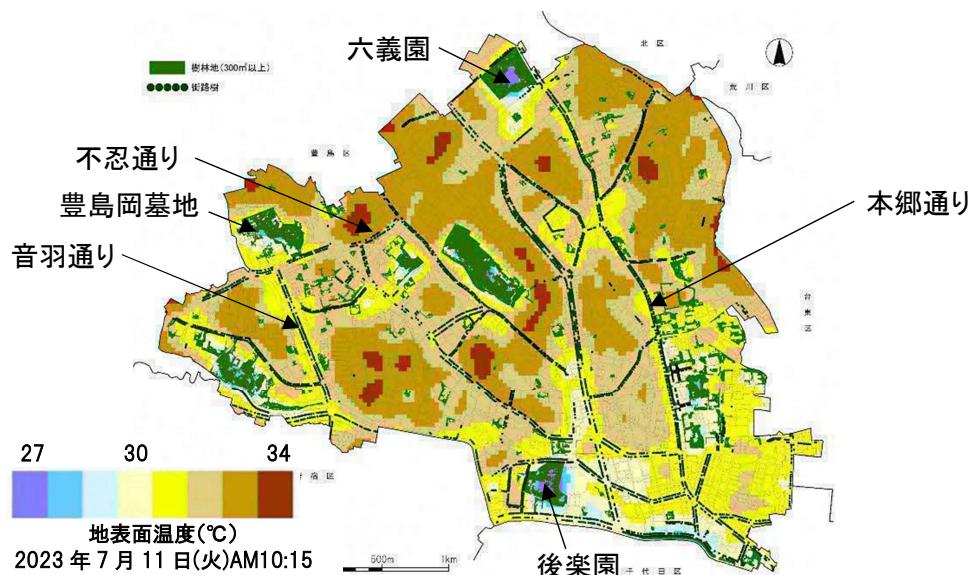


**写真 6-1
写真 6-2
崖線の緑と崖線
と湧水を利用した
庭園**

斜面上に崖線の地形が残されている場所では、湧水がみられる等、土壤も含めて自然豊かな空間となっています。



図の出典:文京区緑の基本計画(1998年度)より引用



図の出典:第9次文京区緑地実態調査報告書(2023年度)より引用

**図表 6-2
文京区内の斜面
地、湧水、水辺の
分布**

**図表 6-3
地表面温度分布
図(昼間)**

夏季の日中に高温となる地表面が広がっていますが、大規模な樹林地がクールスポットとなり、その周辺や街路樹が連続している場所は高温部よりも約2～4度温度が低くなっています。

(7) みどりのネットワーク

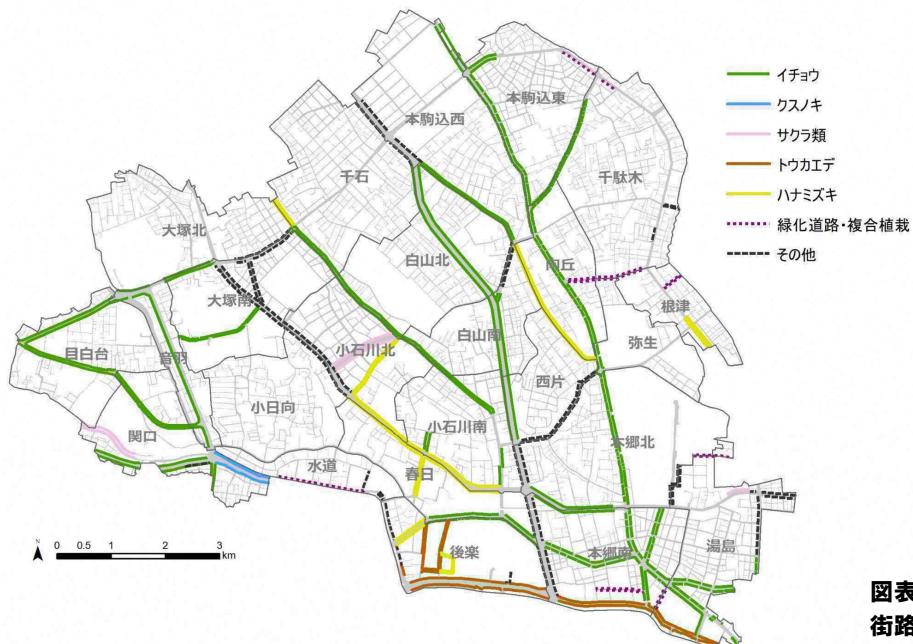
現況

- 国道・都道を含む区内の主な道路では多様な樹種の街路樹が整備され、みどりのネットワークを形成しています(図表 7-1)。
 - 近年、区内の街路樹本数は 6,500 本前後で推移しています。(図表 7-2)。
 - 区内外のみどりのネットワークが分断されているエリアが存在します(図表 7-3、図表 7-4)。

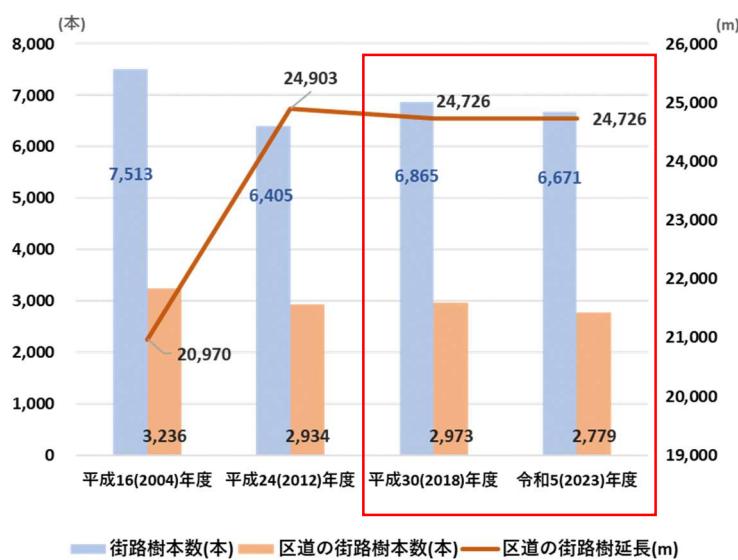
課題

7-1 街路樹について、ネットワーク形成の観点も踏まえた整備・管理方法を検討する必要があります。

7-2 区内のみならず、区外のみどりを考慮したエコロジカル・ネットワーク形成への貢献について検討する必要があります。

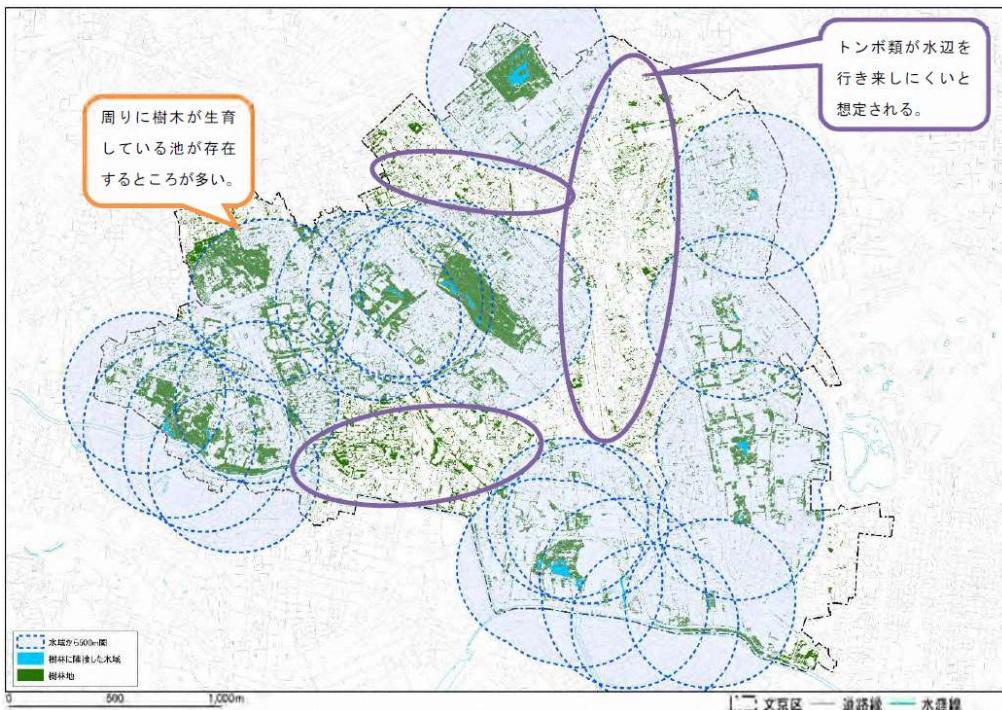


図表 7-1
街路樹樹種



図表 7-2
街路樹本数の推移

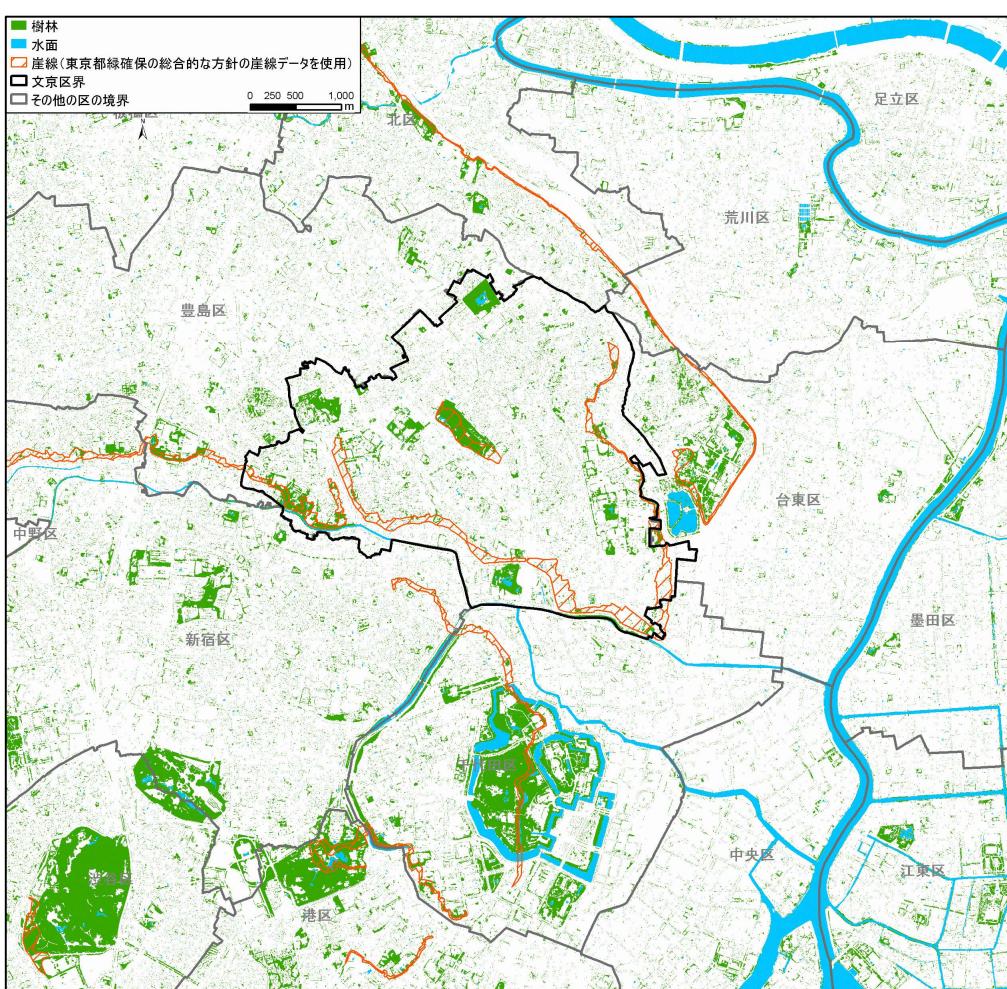
街路樹本数は平成24(2012)年度から6,500本前後で推移しています。



図の出典:文京区生物多様性地域戦略(2018年度)より引用

**図表 7-3
トンボ類の移動範囲からみたエコロジカル・ネットワーク分析図**

トンボ類を指標生物にすると、周りに樹木が生育している水辺が近接していない地区では、トンボ類が水辺を行き来しにくいことが想定されます。



図の出典:東京都緑確保の総合的な方針、基盤地図情報から作成

**図表 7-4
文京区と周辺区の樹林、水面、崖線の連続性**

文京区の周辺には、上野恩賜公園、皇居、靖国神社、赤坂離宮、新宿御苑、明治神宮、旧古河氏庭園等の大規模なみどりが分布しています。

これらの大規模なみどりの間に介在する形で、不忍池、神田川や日本橋川、外濠や内濠等の水辺が分布し、南北及び東西に延びる崖線が連なっています。

(8) 生きものの生息場所としてのみどり

現況

- 樹林地を含む根津神社や関口台公園、水辺を含む本郷給水所公苑で、多くの動植物が確認されています(図表 8-1、図表 8-2)。
- 民有地においても、例えば順天堂大学医学部附属順天堂医院では、屋上緑化等の様々な植栽、神田川への近さも関連し、面積は小さいものの様々な種が確認されています(図表 8-1、図表 8-2)。
- 区内のビオトープ(動植物の生息場所)別の構成比率では、「住宅のみどり」が最も多く、「教育施設のみどり」がそれに続いています(図表 8-3)。

課題

- 8-1** 樹林地、湧水、水辺等の生物多様性に配慮した環境を保全・充実・創出していく必要があります。



**図表 8-1(上)
図表 8-2(下)
区内 8 地点における動
植物の確認種数**

樹林地を含む根津神社や関口台公園、水辺を含む本郷給水所公苑で、多くの動植物が確認されています。

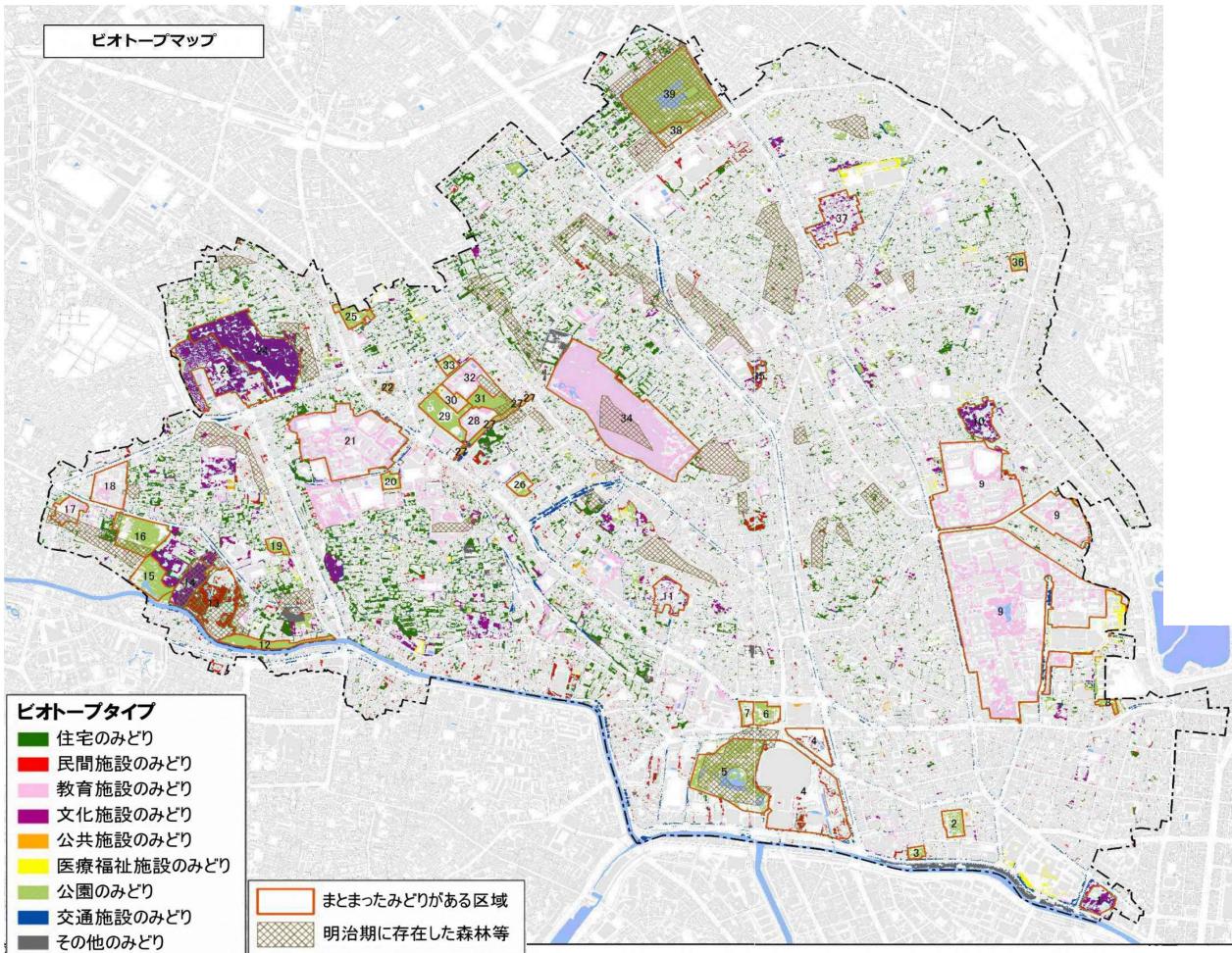
民有地においても、例えば順天堂大学医学部附属順天堂医院は、屋上緑化等の様々な植栽、神田川への近さも関連し、面積は小さいものの様々な種が確認されています。

図の出典:文京区生物多様性地域戦略(2018年度)より引用

	本郷給水所 公苑	千石公園	須藤公園	関口台公園	文京シビック センター	根津神社	順天堂大学 医学部 附属順天堂 医院	播磨坂 さくら並木	合計
植物	70科209種	51科83種	-	75科206種	41科97種	75科194種	75科210種	66科161種	122科505種
昆虫類	80科185種	66科124種	-	106科209種	43科58種	93科188種	56科98種	43科67種	158科464種
クモ類	14科29種	14科33種	-	17科36種	5科6種	23科62種	8科13種	7科7種	20科98種
陸産貝類	0科0種	2科2種	-	2科3種	0科0種	4科4種	1科1種	1科1種	5科7種
鳥類	12科12種	8科9種	-	11科12種	5科5種	18科22種	13科13種	7科7種	23科29種
哺乳類	1科1種	3科3種	-	3科3種	0科0種	2科2種	1科1種	0科0種	4科4種
爬虫類・ 両生類	3科3種	1科1種	5科5種	3科3種	0科0種	4科4種	0科0種	1科1種	10科11種
魚類	3科4種	-	2科4種	-	-	-	-	-	3科6種
底生生物*	10科10種	-	7科7種	-	-	-	-	-	12科13種
合計	193科453種	145科255種	14科16種	217科472種	94科166種	219科476種	154科336種	125科244種	357科1137種

*須藤公園は「爬虫類・両生類」「魚類」「底生生物」のみ調査し、「魚類」「底生生物」の調査は、本郷給水所公苑と須藤公園のみ実施

図の出典:文京区生物多様性地域戦略(2018年度)より引用



※地図の出典:「基盤地図情報」(国土地理院、平成 29 年度)、「数値地図(国土基本情報)」(国土地理院、平成 30 年度)、「関東平野迅速測図」(国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 地図画像配信サービス WMS)、「文京区白地図」(文京区、平成 28 年度)

図の出典:文京区生物多様性地域戦略 (2018 年度)より引用

図表 8-3 文京区におけるビオトープマップ

区内のビオトープタイプ別の構成比率を見てみると、「住宅のみどり」が 25.9%と最も多いのが文京区の特徴です。特に関口、目白台、白山、本駒込、小日向等の1軒あたりの敷地が広い住宅で「住宅のみどり」が多い傾向が見られます。

次いで多いのが「教育施設のみどり」で区内のみどりの 24.1%を占めます。東京大学やお茶の水女子大学及びそれらに附属する施設等でみどりが多く見られます。

また、区内には六義園や小石川後楽園といった大きな都立公園や多数の社寺があるため、「公園のみどり」や「文化施設のみどり」が多いのも文京区の特徴です。

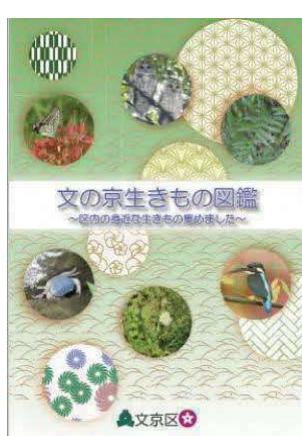


写真 8-1(左)

文京区立誠之小学校内のビオトープ

学校改修の際、学校敷地内にビオトープが設置されました。

写真 8-2(右)

ホームページ上に開館した「文の京生きもの写真館」に投稿いただいた写真等を掲載し、「文の京生きもの図鑑」を令和 4(2022)年 3 月に発行しました。

(9) みどりと区民、事業者の関わり

現況

- 公園・緑化・景観施策に対する区民の満足度が高くなっています(図表 9-1)。
- 「庭園、神社、仏閣のみどり」、「公園のみどり」についての区民の満足度が高い一方、「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」についての満足度は低い傾向となっています(図表 9-2)。
- 自宅のみどりを増やす区の施策については、認知度が低くなっています(図表 9-3)。今後利用してみたい施策については、「苗木の無料配布」が多く、次いで「屋上緑化助成・壁面緑化助成」、「特にない」、「手づくりビオトープの推進」となっています(図表 9-4)。
- 公園管理について区民が関わることができる制度については、認知度が低くなっています(図表 9-5)。今後利用してみたい制度については、「特にない」が 53.3%と最も多いですが、利用してみたい制度としては、「公園ガーデナー制度」が 22.1%と最も多くなっています(図表 9-6)。
- 公園等連絡員、区民管理等の制度を活用し、公園の見守りや清掃等の活動が区民の手によって行われていますが、参加メンバーが固定化されています(図表 9-7)。
- 公園ガーデナーへの参加者数は増加しています。(図表 9-8)
- 小学校による公園ガーデナーの実施参加回数は4回程度で推移しています。自主管理花壇の活動場所数は増加傾向です(図表 9-9)。
- 区内の事業者において、生物多様性の保全につながる様々な取組が行われています(図表 9-10)。

課題

9-1 「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」、「事業所のビル・マンションなどのみどり」、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」等、都市施設に付帯したみどりに対する満足度が低いため、これらのみどりの魅力を向上させる方法を検討する必要があります。

9-2 公園に関わる活動の新たな参加者を増やす方法を検討する必要があります。

9-3 区民や事業者に対し、区の施策についてより効果的な情報発信をしていく必要があります。

区分	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年	区分	2006年	2009年	2012年	2015年	2018年
公園・緑化・景観施策	22.6	26.8	22.5	32.1	31.2	地域内外の人との交流推進施策	1.5	1.5	1.8	2.4	2.4
学校教育施策	18.7	19.5	18.3	23.6	26.6	観光・国際施策	—	2.3	—	2.1	2.1
清掃・リサイクル施策	12.7	18.1	17.4	26.3	23.6	心身障害者施策	1.3	0.6	1.6	2.4	2.0
レクリエーション・スポーツ・芸術振興施策	11.6	11.5	8.9	15.4	14.8	地域情報化施策	0.7	0.8	0.8	1.8	1.8
環境施策	6.2	6.9	8.8	11.3	13.6	低所得者施策	0.6	0.6	1.0	1.6	1.6
子育て支援施策	3.7	5.8	6	10.8	11.8	男女平等参画施策	0.8	0.3	0.3	0.5	1.2
高齢者施策	5.9	4.3	8.1	8.6	10.6	NPO/ボランティア振興施策	1.0	0.7	0.6	1.2	0.9
伝統文化保存施策	11.1	9.5	9.4	10.9	10.4	ひとり親施策	0.5	0.4	0.4	0.8	0.6
保健衛生施策	4.9	5.1	6.8	9.0	10.1	中小企業・商業振興施策	1.1	1.0	0.2	0.8	0.6
生涯学習施策	11.0	7.3	5.8	10.1	9.9	青少年施策	0.6	0.2	0.5	0.6	0.4
都市整備施策	4.3	4.5	5.3	5.1	7.8	消費者保護施策	0.3	0.4	0.5	0.6	0.4
防災施策	2.7	2.5	4.0	6.2	5.3	その他	1.6	2.3	2.7	1.0	2.1
住宅・定住施策	1.5	2.0	3.1	3.4	3.8	特にない	37.7	32.8	35.6	19.6	19.3
コミュニティ振興施策	0.9	0.6	1.1	1.7	2.5	無回答	—	—	—	1.9	2.1

※第 25 回(2021 年)調査以降は、質問項目が変わったため、第 24 回(2018 年)までの調査結果を記載

グラフの出典: 第 20 回～第 24 回文京区政に関する世論調査から作成

図表 9-1 文京区の施策に対する区民の満足度

文京区のみどりに関するアンケート

(1)対面式調査

■配布方法：目白台運動公園、肥後細川庭園(平成31(2019)年7月15日)、神明都電車庫跡公園、富士前公園、本郷給水所公苑(平成31(2019)年7月21日)での調査員による対面での調査
調査員を目白台運動公園に2名、それ以外の公園に1名ずつ配置して実施した。

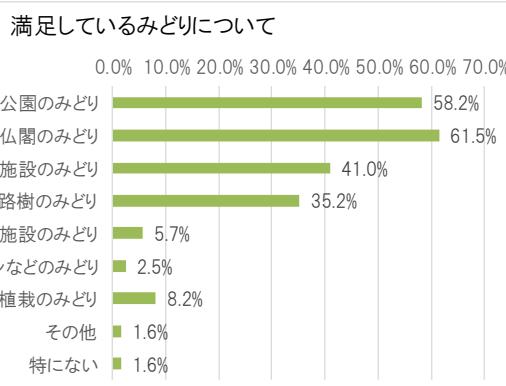
(2)窓口配布式調査

■配布方法：目白台運動公園・肥後細川庭園の窓口に設置
窓口にアンケート用紙及び回収箱を設置し調査を実施した。
■調査日：(平成31(2019)年6月20日～7月15日(アンケート回収箱設置期間)

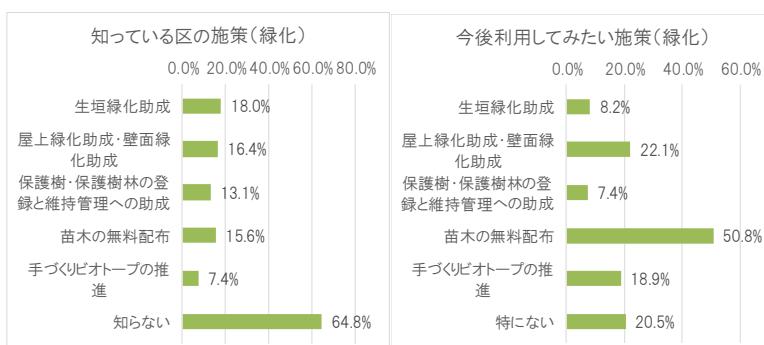
(3)回答数

計226件(うち、文京区民122件、区民以外104件)

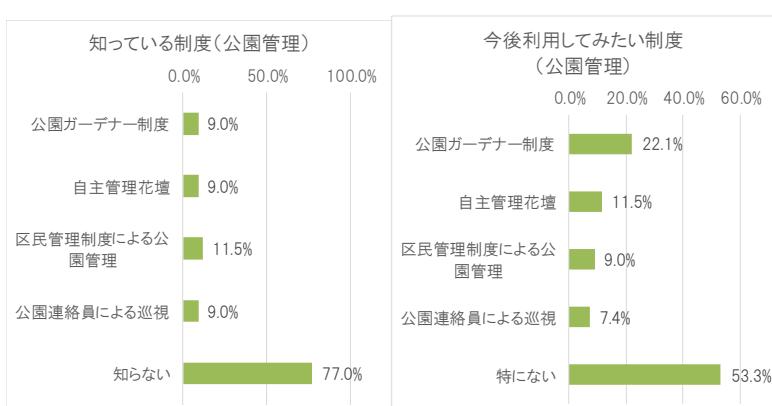
本資料では、文京区民122件についての集計結果を記載している。



自宅のみどりを増やす施策について



公園管理に区民が関わることができる制度について



図表9-2

満足しているみどり

区内における満足しているみどりについて、「庭園、神社、仏閣のみどり」が61.5%、「公園のみどり」が58.2%と多い結果となりました。「大学等の教育施設のみどり」(41.0%)、「神田川沿いの並木や街路樹のみどり」(35.2%)としたのは回答者の約4割であった。「住宅の庭木やプランター植栽のみどり」(8.2%)、「区役所・小中学校など公共施設のみどり」(5.7%)、「事業所のビル・マンションなどのみどり」(2.5%)としたのは回答者の1割未満でした。

図表9-3(左)

図表9-4(右)

自宅のみどりを増やす施策のうち知っている施策及び今後利用してみたい施策

自宅のみどりを増やす区の施策の認知度については、「知らない」が回答者の64.8%と最も多くなっています。知っていると回答したのは、いずれの施策についても回答者の20%未満であり、施策の認知度が低いことが明らかになりました。今後利用してみたい施策については、「苗木の無料配布」が50.8%と最も多く、「屋上緑化助成・壁面緑化助成」が22.1%、「特ない」が20.5%、「手づくりビオトープの推進」が18.9%と比較的多い結果となりました。

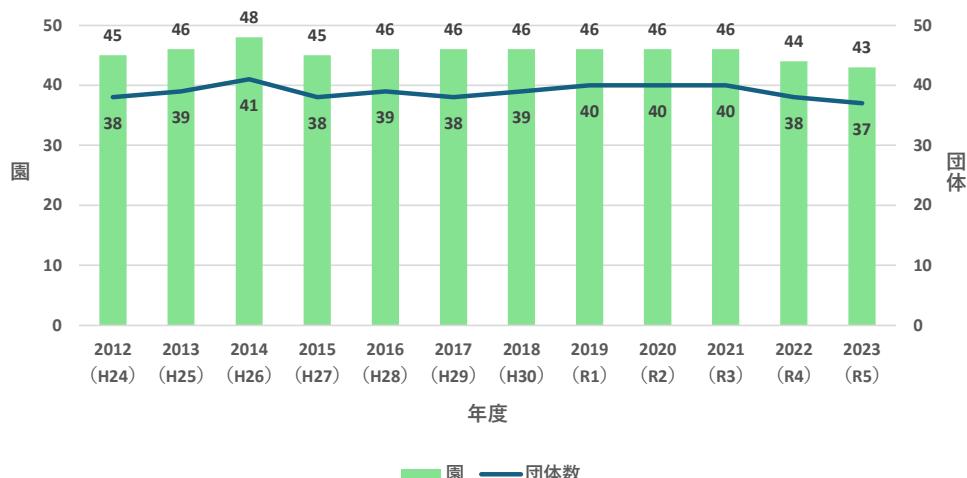
図表9-5(左)

図表9-6(右)

公園管理に区民が関わることができる制度のうち知っている制度及び今後利用してみたい制度

公園管理に区民が関わることができる制度の認知度については、「知らない」が回答者の77.0%と最も多く、知っている制度については、「区民管理制度による公園管理」が11.5%、他の制度は10%未満と制度の認知度が低いことが明らかになりました。今後利用してみたい制度については、「特ない」が53.3%と最も多く、統いて「公園ガーデナー制度」が22.1%と比較的多い結果となりました。

公園等の区民管理

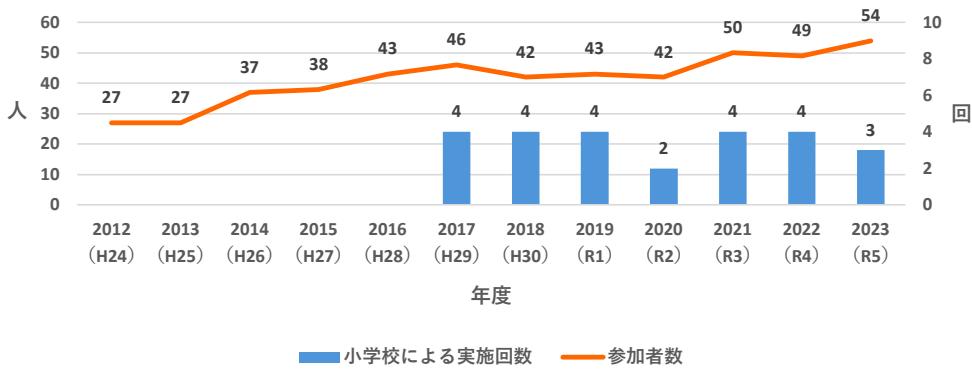


図表 9-7

公園等の区民管理

公園等の区民管理が行われている園数と団体数ともに、平成 24(2012)年以降大きな変化は見られませんでしたが、令和 3(2021)年度以降やや減少傾向にあります。

公園ガーデナー



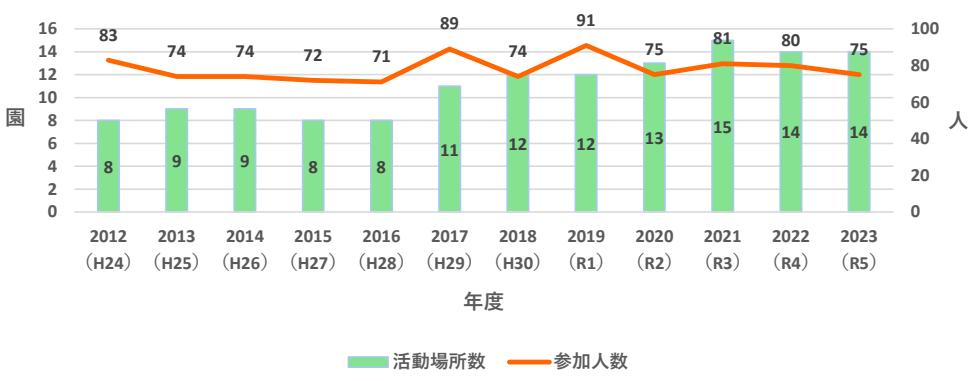
図表 9-8

公園ガーデナー

公園ガーデナーへの参加者数は年々増加しています。

小学校による公園ガーデナーの実施参加回数は、4回程度で推移しています。

自主管理花壇



図表 9-9

自主管理花壇

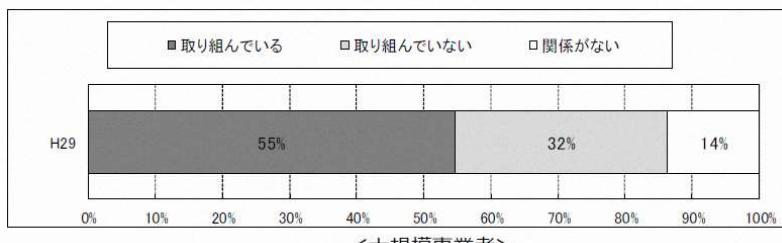
自主管理花壇の活動場所数は増加傾向です。参加者はおよそ 70 人から 90 人の間で変動しながら推移しています。

生物多様性に関する取組についてのアンケート(平成 29(2017)年度実施、文京区生物多様性地域戦略から作成)

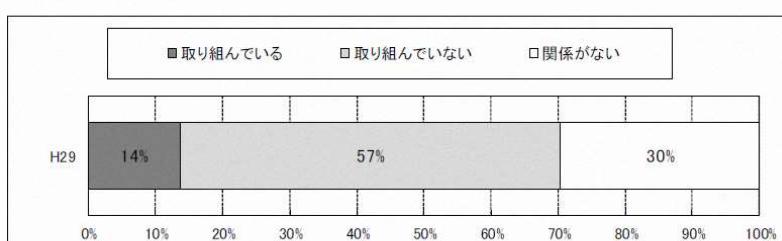
対象 (事業者)	・大規模事業者(業務部門)29 事業所 (都条例による指定地球温暖化対策事務所) ・中小規模事業者(業務部門)500 事業所 (商用データベースをもとに層別抽出)
回収率	31.8%(161/506*) 大規模事業者75.9%(22/29) 中小規模事業者 29.1%(139/477*) ※宛先不明で返却された分は母数から除外
実施期間	平成29(2017)年5 月26 日発送 6 月14 日投函締切

**図表 9-10
事業者による生物多様性の保全につながる取組について**

平成 29(2017)年度に実施したアンケート結果では、大規模事業者では、「取り組んでいる」との回答が5割以上を占めています。中小規模事業者では、「取り組んでいる」が2割未満となっています。



※端数処理の関係により、合計が 100% にならない場合があります。



※端数処理の関係により、合計が 100% にならない場合があります。

第3章 今後の取組施策の実施に向けて

(1) 中間評価の対象

中間評価の対象は、下表の取組施策一覧のうち、区が主体となって進める取組（着色部）、及び緑被地面積の目標値とします。次節から、「重点施策の評価」、「重点施策以外の施策の評価」及び「緑被地面積の目標値の評価」を順に示します。

取組施策一覧

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的な施策	(■ ：中間評価対象施策)	施策番号
1 まちなかの みどりを生 み出し育む ことで、みど りあふれる まちなみを つくりたして いきます。	住まいや事 業所でのみ どりの創出 と育成	区民	住まいや事業所でみどりを育んで います。	庭木の植栽 生垣の設置 等		
		事業者				
		区	区民や事業者による住まいや事業所で緑を育む取組をサポートしていきます。	屋上緑化助成制度の運用 生垣助成制度の運用 苗木配布事業の実施	1-1 1-2 1-3	
		区	区民や事業者が住まいや事業所で緑を育むために、また、区が公共施設で緑を育んでいくために、三者にとって共通する道となるべくなる緑化のルールを運用していきます。	建築に伴う緑化の基準、指針の運用 地区計画制度の活用検討 文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	1-4 1-5 1-6	
	事業所にお ける区民が 利用できるオ ープンスペー スの創出・魅 力の向上	事業者	事業所に、区民が利用できるオープンスペースを生み出し、良好な状態で維持していきます。	公開空地の設置 市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの快適性の向上と維持 等		
		区	事業者による、区民が利用できるオープンスペースの創出と維持をサポートする取組を行います。	都市開発諸制度の運用 市民緑地認定制度の活用【重点施策1】(新規)	1-7 1-8	
	学校における みどりの創出 と育成	区民	学校敷地内のみどりを創出・育成します。	生徒による学校内の花壇の設置と手入れ 生徒による学校内の植栽の推進 等		
		区	学校敷地内のみどりの育成をサポートします。	生徒による学校緑化の促進	1-9	
	大学における みどりの創出 と育成	事業者	キャンパスにおいて積極的にみどりを創出し、育成します。	キャンパスにおける植栽の推進 キャンパスの地域への開放等		
2 みんなが利 用しやすい 拠点となる みどりづく りを進め ていきます。	公園の再 整備	区民	主体的に魅力あふれる公園づくりに参画していきます。	公園再整備における意見交換会への積極的な参加等		
		区	公園づくりの際に区民の意見を集約する場を提供し、意見を踏まえて公園の具体的な設計及び工事を実施していきます。	公園再整備の強化【重点施策2】(拡充)	2-1	
	公園と周辺 施設との一 体的な魅 力の創出	区	公園に隣接、近接する公共施設を整備・更新し、公園と一体となった魅力を創出していきます。	公園と一体となった周辺公共施設の整備・更新(拡充)	2-2	
	民間ノウハ ウを導入し た公園の魅 力向上	事業者	事業で培ったノウハウを活かして、公園における魅力あふれる空間を演出し、サービスを提供していきます。	公園隣接地において公園利用者を考慮したサービスの提供 公園管理への参画を通じた魅力的な公園空間の形成 等		
		区	事業者による公園における魅力あふれる空間演出、サービス提供をサポートする取組を行います。	指定管理者制度の運用 民間活力を活かした公園の利活用の検討【重点施策3】(新規)	2-3 2-4	
	公園空間 の日常的な 維持管理	区民	自らの手で公園を心地よい空間として維持していきます。	公園ガーデナー制度等を活用した公園の維持管理への積極的な参加 等		
		区	区民が自らの手で公園を気持ちのよい空間として維持していくけるようサポートします。	公園ガーデナー制度の活用推進【重点施策4】(拡充) 自主管理花壇制度の運用 区民管理制度の運用 公園等連絡員制度の運用 公園の維持管理をサポートするグループを支援するための仕組みの検討等(新規) 区民管理等の意見交換会の開催	2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10	

10年間の取組方針	取組名	主体	取組の内容	具体的な施策 (■: 中間評価対象施策)	施策番号
		区	公園の樹木の剪定や維持管理を行うとともに、倒木等の緊急時の対応を行います。	公園の維持管理 公園の清掃 倒木等への緊急対応	2-11 2-12 2-13
	新たなオープンスペースの設置検討	区	新たな場所にオープンスペースを設置することができるか適宜検討していきます。	ポケットパーク・グリーンスポットの整備 公園の新規整備の検討	2-14 2-15
3歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。	樹木の見守り	区民	歴史ある樹木をしっかりと見守っていきます。	保護樹木・樹林制度を積極的に活用した樹木の維持と健康管理 まちなかの樹木の見守り 等	
		区	区民が歴史ある樹木を見守っていけるようサポートしていきます。	保護樹木・樹林制度の充実【重点施策5】(拡充) 樹木のチェック体制の強化【重点施策6】(拡充)	3-1 3-2
		区	公園と道路の樹木の診断を定期的にを行い、必要に応じて樹木に対する処置を実施します。	街路樹と区立公園の樹木診断	3-3
	歴史ある公園や庭園の継承	区	歴史ある公園や庭園等をしっかりと継承していきます。	都市公園の区域の維持 歴史的庭園の維持管理 都立公園の維持管理	3-4 3-5 3-6
	樹林地のみどりのまつまの保全	区	樹林地のみどりを開発から保全する手立てを用います。	風致地区的維持 他の緑地保全制度の活用の検討	3-7 3-8
4人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。	生きものの暮らしの見守り	区民 事業者	区内の生きものの暮らしを見守っています。	文の京生きもの写真館の活用等	
		区	区民や事業者が生きものの暮らしを見守り情報共有の場を提供します。	文の京生きもの写真館の運用(新規) 専門的な動植物調査の実施検討	4-1 4-2
	住まいや事業所での生きものの暮らしを支えるみどりの創出	区民 事業者	住まいや事業所に生きものの暮らしを支えるみどりを生み出します。	住まいや事業所における手づくりビオトープの取組やみどりの質の多様化 等	
		区	区民や事業者が住まいや事業所に生きものの暮らしを支えるみどりを生み出す取組をサポートします。	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介 緑地認証制度の周知(新規)	4-3 4-4
	拠点における生きものの暮らしを支えるみどりの創出	区	ネットワークの拠点となる公園などで、生きものの暮らしを支える緑を生み出します。	公園における生物多様性に配慮した管理・整備【重点施策7】(拡充) 樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備 湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	4-5 4-6 4-7
	みどり資源の再利用	区	みどりのリサイクルを推進します。	公園工事におけるみどりのリサイクルの実施	4-8
	まちなかのネットワークの拠点の緑化	区	ネットワークの拠点となる公共施設の緑化を推進していきます。	公共施設の緑化	4-9
	ネットワークを構成するみどりの維持	区	ネットワークを構成するみどりを適切に維持し、質を豊かにしていきます。	街路樹・植樹帯の整備 街路樹等の特徴的な植栽の推進 崖線等の法面におけるみどりの確保 神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	4-10 4-11 4-12 4-13
	新たなネットワークの構築	区	みどりをつないでネットワーク化していきます。	暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成【重点施策8】(新規)	4-14
5様々な主体の連携の活性化を図ります。	文京区のみどりについての学び	区民 事業者	文京区のみどりについて学びその価値を再認識していきます。	みどりに関するイベントの積極的な参加、開催 等 緑化啓発事業の充実化【重点施策9】(拡充)	
		区	区民や事業者が文京区のみどりについて学び、その価値を再認識していくことをサポートしていきます。	文京 eco カレッジ親子環境教室の開催 文京 eco カレッジ環境ライノ講座の開催 植物講演会の開催 みどりに関する情報発信	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5
	区民意見の把握	区	区民や事業者のみどりに対する意見を定期的に把握します。	世論調査におけるアンケート項目の検討(新規)	5-6
	大学との連携	区	区内の大学等の研究機関との連携を通じて、みどりについての知見を広く区民が共有したり、区民が研究機関のみどりに触れ合ったりすることのできる機会の創出を目指します。	大学・事業者との連携【重点施策10】(拡充)	5-7
	国や都との連携	区	国や都と連携していきます。	国・都に対する協力の要請	5-8

(2) 重点施策の評価

取組方針 1

重点施策 1 市民緑地認定制度の活用（施策番号 1-8）

- 市民緑地認定制度を積極的に活用していきます。
- 市民緑地認定制度の認定の要件となる緑化重点地区を区全域に設定します。

総合設計制度に基づく
公開空地 20 か所

300 m²以上の面積の民有地の
緑地が年間 5~10 箇所創出

市民緑地認定制度の活用

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)

現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)

なし

積極的に認定市民緑地を活用し、区民が心地よく利用することのできる
オープンスペースを確保・維持していきます。

市民緑地認定制度を活用できるのは、「緑化重点地区」

緑化重点地区を区全域に設定

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)

明確に定められていませんでした。

現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)

民有地の緑地が新たに創出される場合と、空地が発生する場合に対応
するため、緑化重点地区を区内全域に設定します。

【10 年後の目標】市民緑地認定制度活用件数 5 件

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 現行計画策定時に、緑化重点地区を区内全域に設定しました。
- 市民緑地認定制度の創設に向けて、市民緑地認定制度に関する情報収集、対象となる候補箇所等の調査を行いました。

<社会動向、緑の現況>

- 市民緑地認定制度は、地方公共団体の公園等の整備・維持管理費の制約、管理の行き届いていない空地等が増加している状況や、都市部では未だに緑地やオープンスペースが不足している地域が存在していることなどの背景を踏まえて、平成 29(2017)年の都市緑地法等改正により創設されました。令和 3(2021)年の都市緑地法等改正においては、市民緑地認定制度に伴う税制措置として、土地に係る固定資産税・都市計画税軽減の対象となる要件が変更されました。

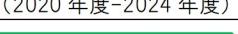
<課題>

- 要綱を作成し、認定が可能な体制を整える必要があります。
- 制度の運用開始後に、制度活用の希望者をどのように増やしていくかが課題です。

<今後の方向性>

- 他自治体の事例を参考に、要綱を作成し、認定が可能な体制を整えていきます。
- 市民緑地認定制度活用の手引き(国土交通省)では、既存の緑化空間の施設や植栽を充実させ、憩いの場として公開することが活用イメージの一つとして示されています。そのため、空き地や公開空地だけでなく、一般に公開されていない既存の緑化空間も対象地として検討していきます。また、候補地に対してどのように周知啓発を行っていくかを検討する必要があります。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
市民緑地認定制度の創設		
市民緑地認定制度の創設に向けた検討開始		
市民緑地認定制度についての周知啓発		
周知啓発に向け検討中		
市民緑地認定制度の運用開始		
運用開始に向け検討中		
市民緑地認定制度の運用		
運用に向け検討中		

凡例 実施済  一部実施  未実施  予定 

取組方針2

重点施策2 公園再整備の強化（施策番号 2-1）

- 公園再整備事業を加速させます。これまで毎年、設計2園、工事2園ずつ実施していましたが、これからは原則として、**設計4園、工事4園**ずつ実施することを目指します。
- 文京区公園再整備基本計画を**改定**します。

公園再整備事業の加速



公園再整備基本計画の改定



【10年後の目標値】再整備された都市公園の箇所数の割合 28%→70%

児童遊園の割合 9%→30%

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「公園再整備事業の加速」について、公園再整備等の実施状況として、令和2(2020)年度は4園、令和3(2021)年度は6園、令和4(2022)年度は4園、令和5(2023)年度は3園と、4年間で計17園実施し、1年あたり平均4園を上回るペースで再整備等を実施してきました。
- 「文京区公園再整備基本計画の改定」について、令和4(2022)年3月に改定しました。「ユニバーサルデザインに配慮したあそび場の整備」、「防災機能の強化」、「施設の長寿命化」、「Park-PFI」等の観点を踏まえています。
- 10年後の目標値「再整備された都市公園の箇所数の割合 28%→70%」に向けた達成状況は、平成25(2013)～令和5(2023)年度までに18園実施し、都市公園46園中、再整備された都市公園の箇所数は約39%になりました。「児童遊園の割合 9%→30%」に向けた達成状況は、令和5(2023)年度までに18園実施し、児童遊園66園中、再整備された児童遊園の箇所数は約27%になりました。

<社会動向、緑の現況>

- 「文の京」総合戦略(主要課題42 安心・安全で快適な公園等の整備)で、安全・安心への配慮、地域住民のニーズを踏まえた施設整備、地域の憩いの場となる公園づくりの推進、都市機能を最大限発揮できる公園づくりの推進等、公園再整備による良好な環境づくりの方向性が示されています。

<課題>

- 限られた公園面積で最大限の効果を発揮できる整備が求められています。
- 地域ニーズにより検討に時間を要する場合や、規模により設計期間や工事期間が異なるため、年度によって竣工する園数にはばらつきが生じています。また、都市公園は、児童遊園と比べて発注手続きや工事等に時間を要するため、再整備完了箇所数の増加率が、低調傾向にあります。

<今後の方針性>

- 区民参画による公園再整備を進めるにあたり、特色ある公園づくりの視点を持つとともに、地域単位での公園機能の分担についても検討していきます。
- 設計や工事に要する期間を考慮し、計画的に都市公園の再整備に取り組んでいきます。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
公園再整備事業のスピードアップ 令和2(2020)～令和5(2023)年度は平均4園以上実施		
文京区公園再整備基本計画の改定 令和4(2022)年3月に改定済み		
文京区公園再整備基本計画に基づく事業実施 実施中		

凡例 実施済 一部実施 未実施 予定

令和2(2020)～令和5(2023)年度に再整備を行った公園・児童遊園（一部）

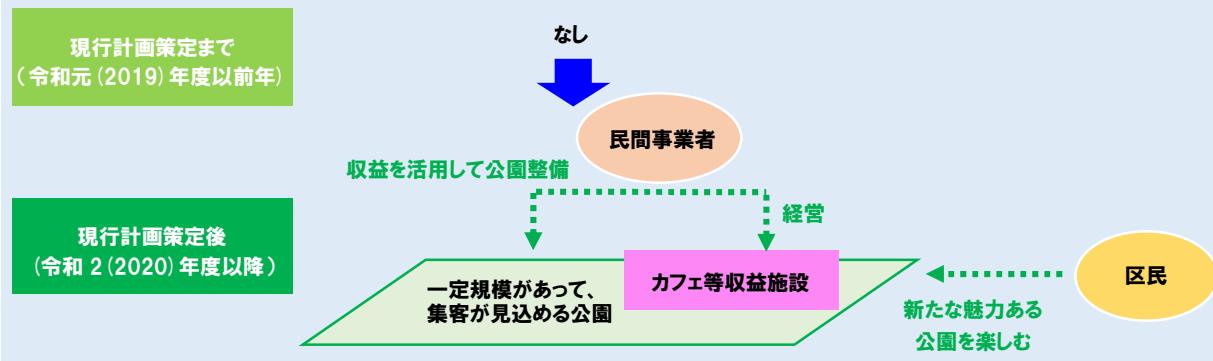


取組方針2

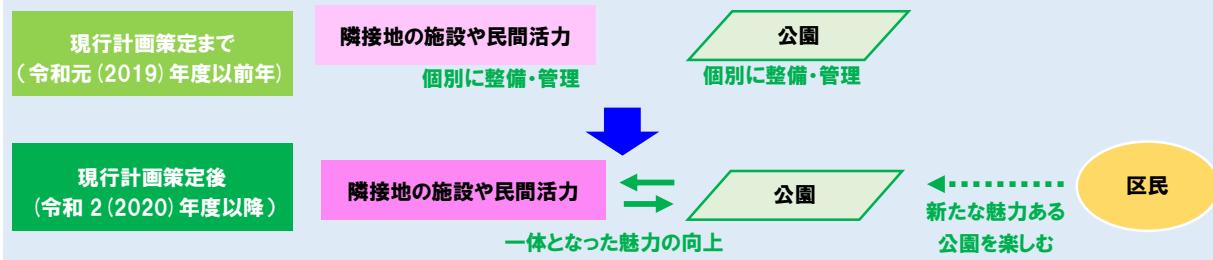
重点施策 3 民間活力を活かした公園利活用の検討（施策番号 2-4）

- Park-PFI 制度の活用を検討します。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かし、公園の魅力の向上を行います。

Park-PFI 制度の活用



公園隣接地における施設や民間活力を活かした公園の魅力の向上



【10年後の目標】区内の公園2園にて民間活力を活かした公園の利活用を実施

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「Park-PFI 制度の活用」について、令和 2(2020)～令和 5(2023)年度に行った公園再整備で制度の活用を検討しましたが、実施には至りませんでした。
- 隣接する施設の民間活力を生かして公園の魅力を高める事例として、令和 7(2025)年度に工事完了予定の元町公園があります。公園に隣接した複合施設(元町ウェルネスパーク)と一体的な整備を行っています。
- 文京共創フィールドプロジェクト(B+)では、令和 5(2023)年度に礒川公園トイレでの「落書き防止プロジェクト」実証実験実績が1件あります。ガラスコーティング技術により落書きされた場合でも簡単に除去でき、落書き問題に対する新しいアプローチを試みるものです。

<社会動向、緑の現況>

- 國の方針として、「都市公園新時代～公園が生きる、人がつながる、まちが変わる～」では、パートナーシップの公園マネジメントで地域の価値を高め続ける「使われ生きる公園」を目指しており、区民や事業者、NPOといった多様な主体の参画を促し「共に育て共に創る」といった変革が必要とされています。

<課題>

- Park-PFI制度の活用について、制度の活用に適した対象候補地をどのように選定するのかが課題です。
- 公園隣接地における施設や民間活力を活かした公園の魅力の向上については、今後どのように機会を捉えていくかが課題です。

<今後の方向性>

- Park-PFI制度を活用する候補地の選定については、公園の規模や収益施設の集客性、交通アクセス、事業者の意向などを整理し、検討していきます。また、活用にあたり、地域住民の理解が必要であることに留意する必要があります。
- 再整備を行う公園ごとに、隣接施設と連携した整備や、公開空地などを公園的空間として活用する等、公園隣接地の活用の可能性について検討していきます。既存の公園等で隣接施設と連携したイベントを推進するという視点も必要です。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020年度-2024年度)	後期 (2025年度-2029年度)
候補地を選定 1園で実施中、2園目の候補地を選定中		
民間活力を活かした公園の利活用の実施 元町公園において隣接施設との一体的な整備を実施中		

凡例 実施済 一部実施 未実施 予定

取組方針2

重点施策 4 公園ガーデナー制度の活用推進（施策番号 2-5）

- 公園ガーデナー制度の活用を推進します。

公園ガーデナー制度の活用推進



【10年後の目標】公園ガーデナー制度を活用している小学校を2校から6校に増加

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 公園ガーデナー制度の活用推進について、約 50 名の区民と 2 校の学校が参加しています。
- 公園ガーデナー制度の周知は、区 HP や区報、緑化啓発事業(苗木配布)時に実施しています。
- 10 年後の目標「公園ガーデナー制度を活用している小学校を 2 校から 6 校に増加」に向けた達成状況は、2 校のままでです。

<社会動向、緑の現況>

- 公園ガーデナー制度の動向は、平成 24(2012)年と比較すると、区民の参加者は約 2 倍に増加しています。小学校の参加活動回数は 4 回程度で推移しています。(P.27 図表 9-8 公園ガーデナー)

<課題>

- 参加学校数を増やしていくために、実施にあたる学校側の負担をどのように軽減していくかが課題です。

<今後の方向性>

- 安全な活動環境とアクセスがあるかどうか、参加する学年を絞らない等、学校側の参加のしやすさに配慮して呼びかけを行っていきます。制度紹介資料を作成して学校側に事業への関心と理解を深めてもらうことや、公園再整備の機会を捉えて呼びかけを行っていきます。



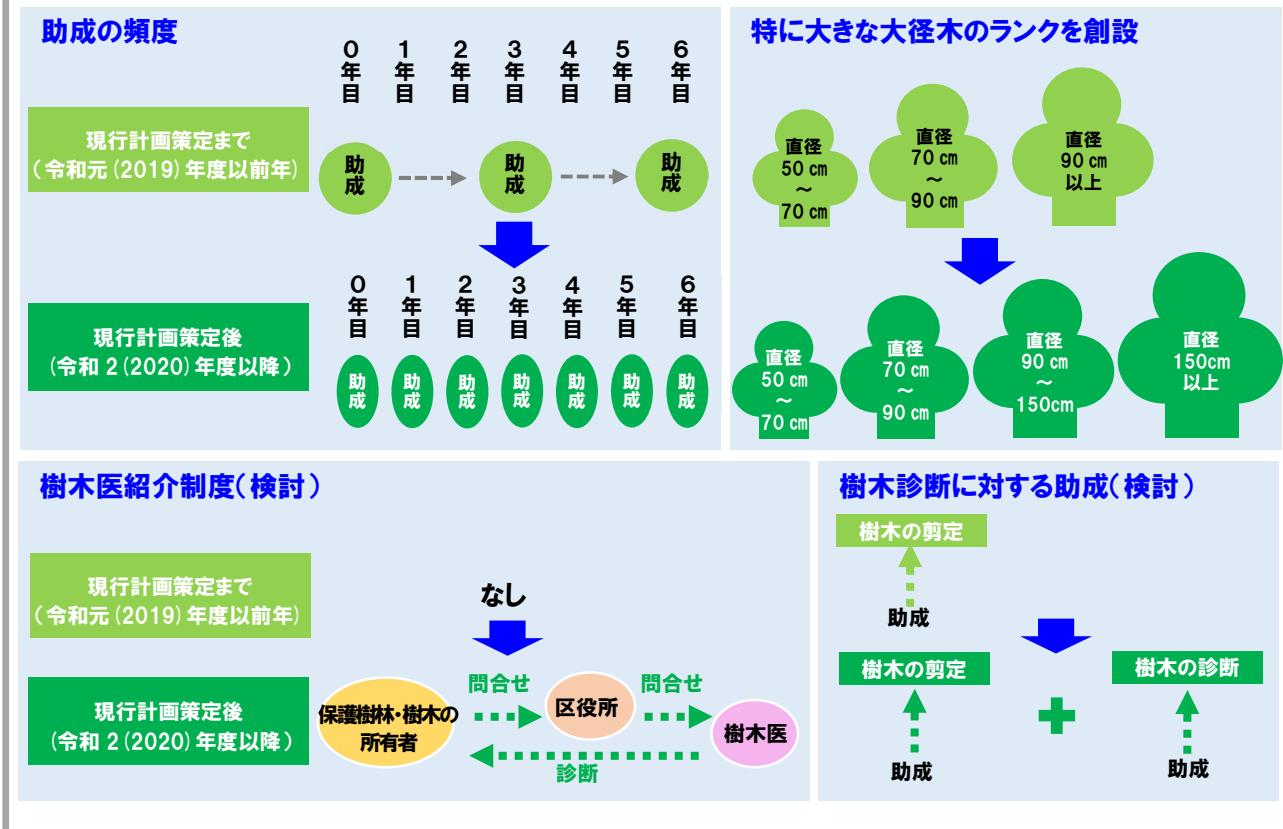
礒川公園の公園ガーデナー花壇は、区民参画の一環として「公園ガーデナー」のみなさんで育てている花壇です。

四季の彩りの花壇づくりの活動は、令和4(2022)年度に第21回文の京景観賞(景観づくり活動部門)を受賞しています。

取組方針3

重点施策 5 保護樹林・樹木制度の充実（施策番号 3-1）

- これまで3年に1回であった助成を、**毎年**行います。
- 特に大きな大径木のランクを創設し、助成額をアップ**させます。
- 樹木医の紹介制度**を検討します。
- これまで剪定に対して助成を行っていましたが、**樹木診断に対しても助成**を行うことを検討します。



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 目標とするスケジュールについて、「助成の頻度を毎年とする」は、令和2(2020)年4月より1年度に1回に変更しました。「特に大きな大径木の助成額アップ」は、令和2(2020)年4月より直径150センチメートル以上は限度額を30万円と設定し、その結果、申請件数が増加しました。「樹木医紹介制度」と「樹木診断に対する助成」については、検討中です。
- 保護樹木と保護樹林の合計助成件数は、令和2(2020)年度51件、令和3(2021)年度37件、令和4(2022)年度48件、令和5(2023)年度41件です。

<社会動向、緑の現況>

- 保護樹木の健康度に関する動向としては、前回調査時の平成30(2018)年と比較すると全体的に若干の改善が見られます。(P.18 図表5-2 文京区内の保護樹木の健康度の経年変化)

<課題>

- 保護樹木の登録制度が始まって約50年が経過し、老木の増加に伴い、保護樹林・樹木の所有者の負担が大きくなっているため、制度の充実化が求められています。

<今後の方針性>

- 所有者に適切な維持管理を行っていただくため、樹木医の紹介制度や樹木診断に対する助成制度の創設といった、制度のさらなる充実化を検討していきます。樹木診断に対する助成制度については、樹木の規模に応じた助成内容の検討が必要です。

<目標とするスケジュール>

目標とするスケジュール (オレンジ文字は中間評価の進捗状況を示しています)	前期 (2020 年度-2024 年度)	後期 (2025 年度-2029 年度)
助成の頻度を毎年とする 実施済		
特に大きな大径木の助成額アップ 実施済		
樹木医紹介制度開始 検討中		
樹木診断に対する助成の開始 検討中		
各種制度の運用 樹木医紹介制度や診断に対する助成		

凡例 実施済 一部実施 未実施 予定

取組方針3

重点施策 6 樹木のチェック体制の強化（施策番号 3-2）

- 樹木の状態を区民が自らモニタリングできるシステムの構築を検討します。

区が毎年、街路樹、区立公園の樹木の診断を行うのは困難

区民が自らモニタリングできるシステム

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)



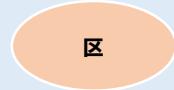
3年周期でモニタリング



5年周期でモニタリング



現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)



区民

3年周期でモニタリング



3年周期でモニタリング



リアルタイムでモニタリング



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 樹木診断について、5年に1度から3年に1度の実施へと、チェック体制を拡充しました。
- 「区民が自らモニタリングできるシステムの構築」について、モニタリングシステムの構築には至っておらず、導入検討を行っている段階です。

<社会動向、緑の現況>

- 東京グリーンビズにおいて、緑に触れ合い親しみを感じる機会の創出に向けて、東京グリーンビズマップ(東京の緑溢れるスポット等を発信するデジタルマップ)の掲載情報や機能の拡充に取り組んでいくことが示されています。

<課題>

- 国内において、住民参加型の樹木のモニタリングシステムの構築は発展途上の段階です。

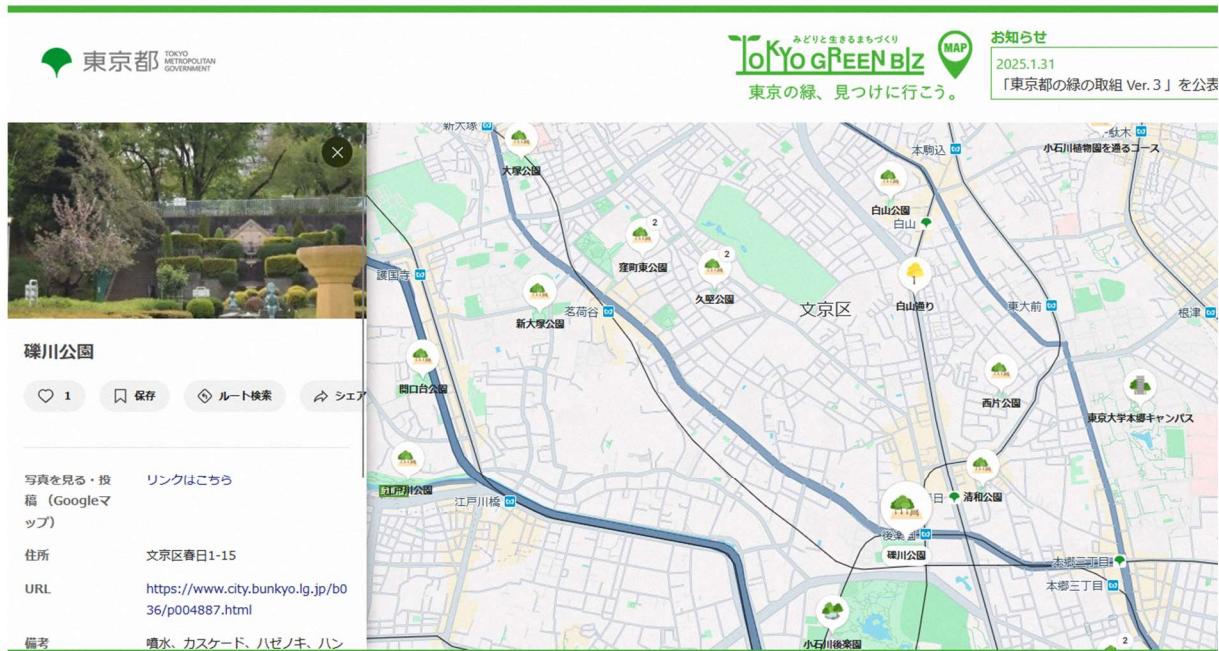
<今後の方向性>

- 引き続き、国・都などにおける、モニタリングシステムの開発・運用状況などを注視し、効率的に樹木の維持管理ができるシステムの導入について検討していきます。

<目標とするスケジュール>



【東京グリーンビズマップ】 東京の緑溢れるスポットやイベント情報を発信するデジタルマップ



既に運用されている東京グリーンビズマップ(東京都)において、文京区のみどりが掲載されている様子

取組方針4

重点施策 7 公園における生物多様性に配慮した管理・整備（施策番号 4-5）

- 公園の維持管理においては、生きものの生息環境に配慮した管理を検討します。
- 公園整備、公園再整備の際には、多様な生きものの生息を可能にする整備を検討します。

公園における生物多様性に配慮した管理・整備

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)

肥後細川庭園、須藤公園において在来種による植栽を実施

現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)

公園再整備事業において、設計時に在来種による植栽計画を検討



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「公園における生物多様性に配慮した管理・整備」については、公園再整備を行う際に地域に自生する植栽に配慮するという方針の下、在来種を採用しました。

<社会動向、緑の現況>

- 生物多様性国家戦略において、公共事業における外来種等の使用回避・拡散防止が行動目標に示されています（行動目標 1-3-45）。

<課題>

- 公園に求められるニーズが多様化する中で、より多様な生きものの生息を可能にするために、限られた空間で効率的に植栽、設備等を整備、管理していくことが課題です。

<今後の方向性>

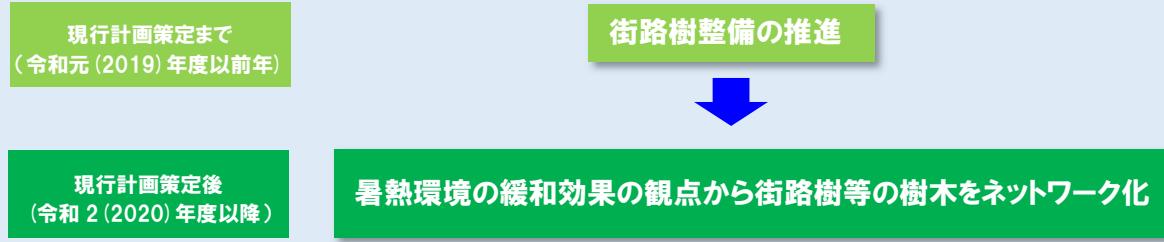
- 単一の在来種だけでなく階層構造を成す緑地とする、地域に固有の生きものの住処や食べ物になるような在来種を選定する等、地域に合った樹種による自然的な環境を作っていくという視点に留意し、生きものの生息に適した環境をつくりていきます。
- 公園再整備において、地域のニーズを踏まえながら、引き続き在来種を植栽していきます。また、管理面においては、来訪者が在来種を意識できるような工夫や、剪定や下草の刈り込み時に生きものの生息場所の確保に配慮する必要があります。

取組方針4

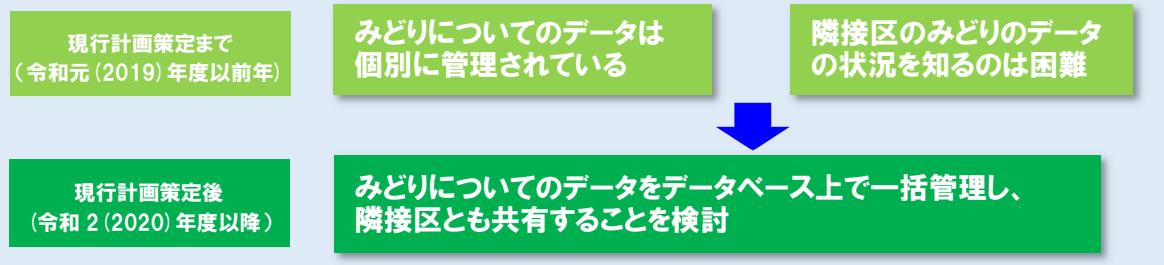
重点施策 8 暑熱環境の緩和の観点からのみどりのネットワークの形成（施策番号 4-14）

- 暑熱環境の緩和効果の観点から街路樹等の樹木をネットワーク化していきます。
- みどりのネットワークの更なる発展のために、みどりのデータベースの構築を検討します。

暑熱環境の緩和効果がある街路樹等の樹木のネットワーク化



みどりのデータベース構築の検討



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「街路樹による暑熱環境の緩和」の効果の分析については、第9次文京区緑地実態調査で実施しました。
- 区道の街路樹は42路線で24,726m、植樹帯は60路線で15,389mを整備しています。また、区道で街路樹の隣にお休み石を整備しました。移動途中に木陰で休むことができ、暑熱環境対策となるような空間が生まれています。
- 東京都が作成を進めている緑のオープンデータ(GISデータ)の参考資料として、区の緑に関するデータを令和6(2024)年度に提供しました。

<社会動向、緑の現況>

- 街路樹がある通りが風の道となることで、市街地の高温域の広がりを分断し低減させ、街路樹の連続する場所は高温部よりも約2~4度温度が低くなっています。(P.20 図表6-3 地表面温度分布図(昼間))
- 近年、区内の街路樹本数は6,500本前後で推移しています。(P.21 図表7-2 街路樹本数の推移)
- 東京都において、都内における緑のオープンデータ(GISデータ)の作成を進めています。

<課題>

- 区道では、歩道有効幅員確保の必要性や、沿道の利用状況等により、街路樹の新植可能な場所が限られるため、みどりのネットワークの増加が難しい状況です。
- みどりのネットワークの形成にあたっては、隣接区のみどりの状況についても把握する必要があります。

<今後の方針性>

- 街路樹の剪定方法を工夫して樹冠を拡大する等、限られた植栽スペースで効率よく緑陰を確保していきます。また、引き続き、民有地の接道緑化を誘導していくことも重要です。
- 東京都における緑のオープンデータ整備後は、隣接区も含めたみどりの状況を把握し、みどりのネットワークの形成に活かしていきます。

<目標とするスケジュール>



取組方針5

重点施策 9 緑化啓発事業の充実化（施策番号 5-1）

- 区内の公園等で行っていた自然散策会等の啓発事業を区外でも実施します。
- 親子向けの啓発事業を拡充し、現在の自然散策会(大人向け)の3回のうち1回を親子向けの内容に変更します。
- NPO等の緑化啓発事業の担い手を育成していきます。

自然散策会等の啓発事業を区外でも実施

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)

小石川後楽園、六義園、小石川植物園や東京大学等



現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)

小石川後楽園、六義園、
小石川植物園や東京大学等

新宿御苑、浜離宮等
区外の公園

民有地の
みどり

親子向けの啓発事業を拡充

現行計画策定まで
(令和元(2019)年度以前年)

自然散策会・
大人向け

自然散策会・
大人向け

自然散策会・
大人向け

年3回

現行計画策定後
(令和2(2020)年度以降)

自然散策会・
大人向け

自然散策会・
大人向け

新たな啓発事業・
親子向け

年3回

中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「自然散策会等の啓発事業を区外でも実施」については、これまでの区内での実施に加えて、新宿御苑、日比谷公園、皇居東御苑で実施しました。
- 「親子向けの啓発事業を拡充」は、年3回実施する「自然散策会・大人向け」のうち1回を、親子向けの内容に変更し、小石川植物園で実施しました。

<社会動向、緑の現況>

- 「グリーンインフラ推進戦略 2023」において、グリーンインフラで目指す姿として、「自然と共生する社会」、「自然を通じて、安らぎとつながりが生まれ、子供たちが健やかに育つ社会」が示されています。
- 生物多様性国家戦略において、日常的に自然とふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得や関心の醸成、人としての豊かな成長を図るとともに、人と動物の適切な関係についての考え方を普及させる行動目標が示されています（行動目標4-2）。

<課題>

- みどりを大切にする心を育んだり、身体と心の健康維持に貢献するために、幅広い世代に対し、今後も継続してみどりとふれあう機会やみどりを知る機会を生み出していくことが重要です。

<今後の方向性>

- みどりとふれあう機会の提供や、みどりへの関心の醸成、知識の習得に向け、今後も継続して自然とふれあえる事業を実施していきます。



新宿御苑で開催された自然散策会の様子。専門家が樹木の特徴などを現地で解説することで、植物に関するより深い知識を学ぶことができる屋外イベント。



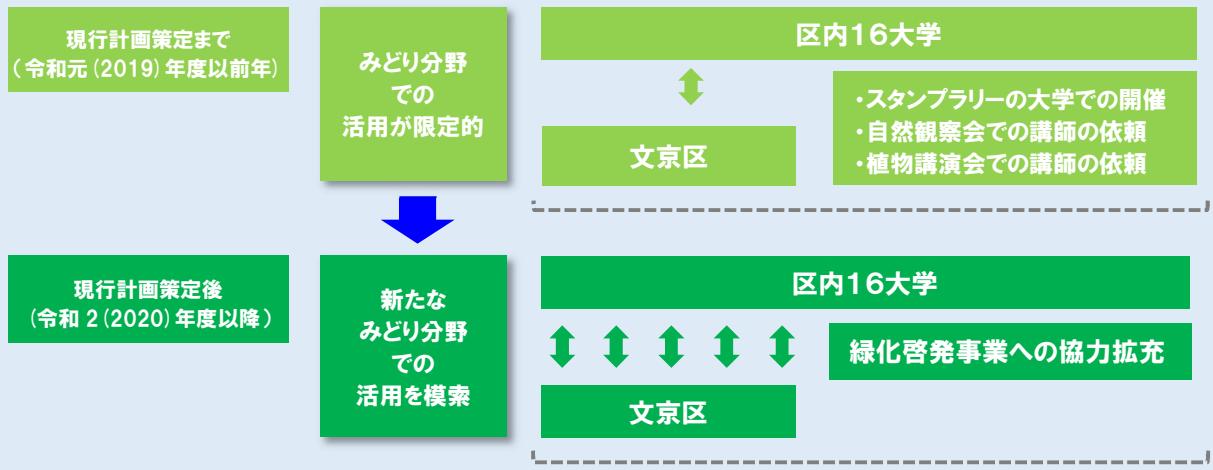
小石川植物園で開催された親子向けの自然散策会の様子。専門家が樹木の特徴などをクイズ形式で解説し、樹木に触れるなど、体験しながら学べるイベント。

取組方針5

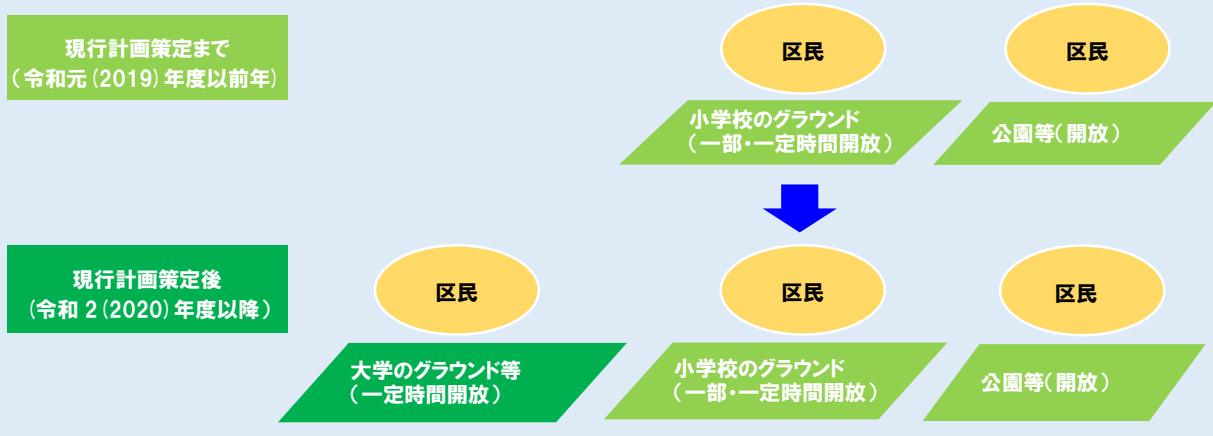
重点施策 10 大学・事業者との連携（施策番号 5-7）

- 大学と積極的に連携していきます。区は現在 16 の大学と相互協力協定を結んでいます。これらの協定の活用も視野に入れ、みどり分野での大学との連携を構築していきます。
- 具体的には、大学のグラウンド等を、子育て世代が増加している現状を踏まえ、一定時間区民に開放していただけるよう働きかけを行います。
- 事業者のオープンスペース等を区民の憩いの場として活用できるよう働きかけます。

大学との相互協力協定の活用



大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ



中間まとめ

<施策の実施状況>

- 「大学との相互協力協定の活用」については、植物講演会の講師を大学の先生に依頼（関連：施策 5-4 植物講演会の開催）、木のクイズラリーを大学敷地内で実施する等、継続して大学との連携を図っています。東京大学を会場としたクイズラリーは、定員 175 組のところ毎回 500 組程度の応募があり人気の事業となっています。
- 「大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ」については、現状未実施ですが、令和 7(2025)年度に、ふるさと納税を活用した協定大学による地域貢献事業の一環として、区民を対象に東大球場を開放することを予定しています。

<社会動向、緑の現況>

- 「文の京」総合戦略の行財政運営では、多様な主体との協働の推進として、民間企業や大学機関等の知見を活用し、多様な主体のそれぞれの強みを生かした連携を図ることが記されています。
- 令和 5(2023)年度、持続可能な地域社会の形成を目指すグリーン TRANSFORMA-TION(以下「GX」という。)推進に向けて、カーボンニュートラル(炭素中立)、ネイチャーポジティブ(生物多様性)及びサーキュラーエコノミー(循環経済)に関する取組を主とする GX 推進に寄与するため、相互に連携し、協力することを目的として、文京区は、国立大学法人東京大学との間に「グリーン TRANSFORMA-TIONに向けた連携に関する協定」を締結しました。

<課題>

- 緑化啓発事業の魅力向上のために、大学が集積する区の特性を生かし、引き続き、大学機関の知見や大学の敷地を活用していくことが重要です。
- 子育て世代の増加を踏まえ、いろいろなスポーツができる運動場等、子供の遊び場の確保がより一層求められています。

<今後の方針性>

- 「大学との相互協力協定の活用」については、引き続き、大学に対して啓発事業への協力を依頼していきます。
- 「大学のグラウンド等を一定時間区民に開放していただけるよう働きかけ」については、実施に向け、東京大学との調整を進めていきます。

(3) 重点施策以外の施策の評価

10年間の取組方針1 まちなかのみどりを生み出し育むことで、みどりあふれるまちなみをつくりだしていきます。

区が実施する具体的な施策	具体的な施策内容	施策の実施状況 (R2~R5年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 1-1 屋上緑化助成制度の運用	都市部のヒートアイランド現象の緩和、地球温暖化の防止等、区民の良好な生活環境の向上と改善を図ることを目的として、屋上緑化やベランダ緑化、壁面緑化に対して助成を行います。	屋上緑化等助成実績: 1件 壁面緑化助成実績: 0件	屋上緑化面積: H24~H30 年度に大きく増加、H30 年度以降は微増 壁面緑化面積: H24 年度以降減少	屋上・壁面緑化の助成実績は1件であり、今後も様々な機会を捉えて、効果的に制度を周知していきます。
施策 1-2 生垣助成制度の運用	一定の基準以上（道路に面して高さ 1m 以上、延長 2m 以上、相互に葉が触れ合う程度に列植され健全なもの。道路に面していること等）の生垣造成に対し、造成費用等を助成します。	生垣助成実績: 5 件	接道緑化率: H24~H30 年度横ばい、H30 年度以降やや減少	街並みの美観形成や災害に強いまちづくりに向け、引き続き、HP や緑化啓発事業に合わせて制度を周知していきます。
施策 1-3 苗木配布事業の実施	区民を対象に苗木の配布を行い、育て方について説明します。	毎年 150 名前後に配布 育て方の説明に加え、公園ガーデナー制度等の案内を実施	誰もが緑に親しみ、憩える環境を創出するため、様々な方々と協働して緑を活かし、育て、次世代に継承する取り組みを推進する方向性を提示（東京グリーンビズ「育てる」取組）	引き続き実施し、緑に親しむ機会を生み出していく。緑に関心のある区民が集まる 것을 활かし、緑化補助金制度等のみどりの創出に関する制度を周知することも重要です。
施策 1-4 建築に伴う緑化の基準、指針の運用	緑化指導として、民間施設の場合は 200 m ² 以上の敷地に建築物を建てる際に（公共施設は面積要件なし）「文京区みどりの保護条例」に基づき、緑化基準を満たした緑化計画書の提出を求めます。	緑化計画書の提出: 毎年 80 件前後（敷地面積が 200 m ² 以下でも住環境課の事前協議の中で提出が必要なものを含む）	緑被率は H30 年度 18.4% から R5 年度 19.1% に増加 接道緑化率は H30 年度以降やや減少	接道緩和の仕組みの案内や緑化ガイドラインの活用により、引き続き、適切な緑化を誘導していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 1-5 地区計画制度の活用検討	町丁単位や街区単位等の身近な地区を単位として、区民の皆さんと区が話し合ってまちづくりのルールをつくり、地区計画によるみどりの創出を検討します。	地区計画を検討している地区で、まちの将来像に合わせ、みどりの創出の有無や規模等を検討	地区計画等の活用で区民等のまちづくり活動を総合的に支援し、地域特性に応じたまちづくりを推進する方向性を提示（「文の京」総合戦略他）	まちづくりへの様々なニーズがある中でみどりの創出につなげるため、検討会等において、区民に対してみどりの役割等を丁寧に説明していきます。
施策 1-6 文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」及び景観法に基づく「行為の届出」	一定規模以上の建築行為等を行う場合に、文京区景観づくり条例に基づく「景観事前協議」を行うとともに、景観法に基づく「行為の届出」を求めます。	景観事前協議：毎年 100 件前後	区民や建築行為等を行う事業者と区が協働することで、「坂」と「緑」と「史跡」をつなぎ、文京区らしい魅力溢れる景観をつくる方向性を提示（「文の京」総合戦略他）	区民や事業者が景観に対する関心と理解を深め、良好な景観形成につながるよう、引き続き緑化を図るよう協議します。
施策 1-7 都市開発諸制度の運用	一定規模以上の開発において、既存の緑地の保全や質の高い緑化空間の創出を促します。その内容に応じて容積率のボーナスを与え、事業者がインセンティブを得られるようにします。	区の総合設計の申請及び再開発等促進区を定める地区計画、特定街区並びに高度利用地区の都市計画決定案件無し	良好な土地利用を推進するために、商業地等では土地の有効利用・高度利用を誘導し、オープンスペースの創出等を図る方向性を提示（文京区都市マスターplan 2024）	引き続き基準等に基づいて制度を運用し、既存の緑地保全や質の高い緑化空間の創出を促進していきます。
施策 1-8 市民緑地認定制度の運用	【重点施策 1】参照			
施策 1-9 生徒による学校緑化の促進	総合学習等の一環として、草花育成事業を実施します。	R2～4 年度：関口台町小学校で実施 R5 年度：実施無し	誰もが緑に親しみ、憩える環境を創出するため、様々な方々と協働して緑を活かし、育て、次世代に継承する取り組みを推進する方向性を提示（東京グリーンビズ「育てる」取組）	実施に当たり学校側の負担があり、R5 年度は学校から参加協力が得られなかつたため、新たな学校への呼びかけや学校側の負担軽減を検討していきます。

10年間の取組方針2

みんなが利用しやすい拠点となるみどりづくりを進めています。

区が実施する具体的な施策	具体的な施策内容	施策の実施状況 (R2~R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 2-1 公園再整備の強化	【重点施策 2】参照			
施策 2-2 公園と一体となった周辺公共施設の整備・更新	道路や隣接公共施設等と公園の一体化を図る整備を検討します。	旧元町小学校と元町公園の一體的活用に関連し、道路整備について事業者や関係機関と調整 文京宮下公園で公園敷地の一部を歩道状空地として整備	居心地が良く歩きたくなる道路環境整備に向けて、沿道や公開空地等との一體的な活用などを推進する方向性を提示（文京区都市マスターplan 2024）	整備効果が見込める場所において、機会を逃さず、周辺公共施設の利用状況や地域ニーズを把握した上で、一體的整備の検討を行います。
施策 2-3 指定管理者制度の運用	区が指定する法人その他の団体に公園施設の管理を任せます。	肥後細川庭園と目白台運動公園の2園を指定管理者制度により運営	高いサービスを継続的かつ安定的に提供していくため、様々な行政分野において指定管理者制度等を活用し、持続的・効率的な運営を図る方向性を提示（「文の京」総合戦略）	引き続き、民間事業者のノウハウを活用し、区民サービスの向上や、近隣施設との協働による事業実施等、指定管理を通じて公園の魅力を高めていきます。
施策 2-4 民間活力を活かした公園利活用の検討	【重点施策 3】 参照			
施策 2-5 公園ガーデナー制度の活用推進	【重点施策 4】 参照			

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 2-6 自主管理花壇制度の運用	文京区が管理する公園、児童遊園、遊び場、ポケットパークにおいて、区民等による自主的花壇づくりをサポートします。	R2 年度:13 団体 R3 年度:15 団体 R4 年度:14 団体 R5 年度:14 団体	公園管理者としての必要な体制の確保や地域との連携等に留意した上で、公園の管理運営を支える担い手を広げ・つなぎ・育てることにより、柔軟な管理運営を実現する方向性を提示（都市公園新時代）	一部の団体で参加者が非常に少ないため、安定した管理体制の確保が必要です。登録要件を検討するとともに、引き続き、花壇への看板の設置や HP 等で活動を周知し、参加者の増加を図ります。
施策 2-7 区民管理制度の運用	地域住民グループと協定を締結し、公園等の清掃・除草や日常点検等を行っていただきます。	43 園 37 団体・34 町会の区民管理制度による運用を実施	同上	地域住民グループとの協定締結の継続が求められますが、今後メンバーの高齢化による担い手不足が懸念されます。引き続き、制度の周知や町会へ新規参加の働きかけを行っていきます。
施策 2-8 公園等連絡員制度の運用	区立の公園、児童遊園等の近隣に住み、町会長の推薦を受けた方を、公園等連絡員として設置し、公園等の利用の適正化を図るため、公園の巡視を行っていただきます。	58 園 58 名・46 町会の区民連絡員制度による運用を実施	同上	継続実施が求められますが、今後連絡員の高齢化等による担い手不足が懸念されます。引き続き、制度の周知や町会へ新規参加の働きかけを行っていきます。
施策 2-9 公園の維持管理をサポートするグループを支援するための仕組みの検討	公園の維持管理をサポートするグループにおいて、これまでの参加者から新たな参加者へヒューマンノウハウが継承され、サポート体制が持続的な発展が可能となるような仕組みを検討します。	公園ガーデナー制度ではスキル定着のため、2年に1回、民間講師による講習会を実施 区民管理団体と意見交換会を毎年実施・毎月の活動報告	同上	引き続き、講習会や意見交換会を実施するとともに、活動状況や意見を踏まえ、サポート体制の改善を検討していきます。また、高齢化による担い手不足の解消の視点で、HP 等で活動を周知し、参加者の増加を図っていきます。
施策 2-10 区民管理等の意見交換会の開催	区民管理制度等を活用しているグループと意見交換する場を設けます。	毎年意見交換会を実施	同上	区民管理団体等が作業内容や公園のルールについて統一した考えを持って活動ができるよう、引き続き意見交換会を開催していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 2-11 公園の維持管理	公園・児童遊園が安全・快適に利用できるよう、施設ごとに整備及び維持修繕を行います。	公園施設点検・遊具点検を毎年実施し、計画的な維持修繕を実施	居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくりを行う方向性を提示（都市公園新時代）	区民ニーズが多様化し、整備及び維持修繕の方針の決定が難しくなっているため、区民ニーズの把握や区民への説明を丁寧に行っていきます。
施策 2-12 公園の清掃	公園等が清潔で、だれもが気持ちよく快適に利用出来るように、清掃及びごみの分別回収、処理を行います。	区内を3地区に分け、3業者による清掃委託及び、区民管理団体37団体、心身障害福祉団体2団体による清掃を実施	公園管理者としての必要な体制の確保や地域との連携等に留意した上で、公園の管理運営を支える担い手を広げ・つなぎ・育てることにより、柔軟な管理運営を実現する方向性を提示（都市公園新時代）	快適で利用しやすい公園の維持に向け、引き続き清掃委託や区民管理団体等とも協力し、清掃を実施していきます。
施策 2-13 倒木等への緊急対応	樹木の倒木や施設の破損等の維持修繕及び緊急対応を行います。	樹木や施設の維持修繕及び緊急対応を直営の作業班で対応 ・各年度3,500～4,500件 ・倒木への緊急対応は年数件	災害時に正確かつ迅速に情報を収集・分析し、的確な災害対応を行うため、区としての災害対応力の強化に取り組む方向性を提示（「文の京」総合戦略）	緊急連絡体制を整えておく等により、倒木等が発生した際、迅速な対応と現場の安全確保を行っていきます。
施策 2-14 ポケットパーク・グリーンスポットの整備	道路敷地内の余剰スペースを利用して、ポケットパークやグリーンスポットを整備します。	バリアフリーの観点により、歩道有効幅員の確保を優先したため、整備実績なし	身近な公園などのみどりを充実するとともに、道路わきの小スペースを生かしたポケットパークなどの創出と緑化を進める方向性を提示（文京区都市マスターplan 2024）	新規に整備することが困難な場合、既存のポケットパークの木陰にベンチを設置する等、質の向上を図る視点で検討していきます。
施策 2-15 公園の新規整備の検討	新たな公園整備の可能性のある候補地について整備の必要性を判断します。	西原町児童遊園に隣接する旧福祉施設跡地について、R5年度に地域の意向調査を実施し、児童遊園を拡張する方針とした	坂の多い文京区の地形を生かし、立体都市公園制度の活用などを検討しながら、公園面積の拡充に努める方向性を提示（文京区都市マスターplan 2024）	引き続き、民間提供地等に対して整備の必要性を判断していきます。機会を逃さないために、隣接地を活用して既存の公園等を拡充するという視点が重要です。

10年間の取組方針3 歴史的・文化的なみどりを適切な形で継承していきます。

区が実施する具体的な施策	具体的な施策内容	施策の実施状況 (R2～R5年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策3-1 保護樹林・樹木制度の充実	【重点施策5】参照			
施策3-2 樹木のチェック体制の強化	【重点施策6】参照			
施策3-3 街路樹と区立公園の樹木診断	街路樹を3年、区立公園の樹木を5年ごとに診断します。	計画に基づき樹木診断を行うと同時に、R5年度よりフォローアップ診断を追加し、継続的なモニタリングを実施 区立公園の樹木診断について、5年に1度から3年に1度の実施へと、チェック体制を拡充	区道の街路樹本数は、H30年度以降減少傾向	フォローアップ診断の追加や樹木の高齢化により、診断数が増加傾向にあります。計画的な樹木更新や、フォローアップ診断を行う樹木数の管理が求められます。
施策3-4 都市公園の区域の維持	都市における歴史的・文化的なオープンスペースである都市公園の区域を維持します。	都市公園区域の減少なし	公園・庭園のみどりは、グリーンインフラとして、気候変動、生物多様性、ウェルビーイング等に関する多様な機能を発揮できるよう、保全等に取り組む方向性を提示（文京区都市マスターplan 2024）	都市の貴重な緑化空間である、都市公園の区域を引き続き維持します。
施策3-5 歴史的庭園の維持管理	区立公園である肥後細川庭園や須藤公園等、歴史的背景を持つ庭園を良好な状態に維持管理します。	庭園の景観等を良好な状態に維持	庭園は、次代に引き継ぐ歴史的・文化的財産、観光資源であることを踏まえて保全する方向性を提示（文京区都市マスターplan 2024）	施設の老朽化が進んでいるため、特色のある景観形成に留意して、計画的に維持修繕を行っていきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 3-6 都立公園の維持管理	都立公園である小石川後楽園や六義園等の歴史的背景を持つ庭園が良好な状態で維持管理されるよう要請します。	適正な維持管理が行われているため、要請の実績無し	東京都が今後 10 年間で優先的に整備する公園・緑地に、小石川後楽園と旧岩崎邸庭園を選定（都市計画公園・緑地の整備方針）	都立公園の整備の動向等を注視し、必要に応じて要請を行います。
施策 3-7 風致地区の維持	風致地区を維持します。	風致地区決定区域を維持協議等件数：5 件	文京区を特徴づける景観を形成している江戸川公園周辺及びお茶の水周辺は、神田川の流れと一緒にとなった景観を保全する方向性を提示（文京区都市マスター プラン 2024）	文京区及び東京都風致地区条例に基づき、風致地区内における建築等を制限し、樹林地等の緑の保存を図っていきます。
施策 3-8 他の緑地保全制度の活用の検討	必要に応じて、市民緑地契約等の制度の活用を検討します。	相談がなかったため、市民緑地契約制度等の制度の活用実績なし	特別緑地保全地区等内の緑地の買入れや機能維持増進事業を行う都市緑化支援機構（仮称）の指定制度が創設（都市緑地法改正）	緑地の保全に向けて、引き続き、HP や窓口にて制度を周知していきます。

10年間の取組方針4 人や生きものの暮らしを支えるみどりのネットワークの形成を図ります。

区が実施する具体的な施策	具体的な施策内容	施策の実施状況 (R2～R5年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 4-1 文の京生きもの写真館の運用	「文の京生きもの写真館」をホームページ上に開館し、区内動植物の写真(静止画像)を募集します。投稿いただいた写真画像は、区内動植物の観察記録データとして活用します。	R2、3年度に区内の生きものの写真を募集し、文の京生きもの写真館に掲載。投稿写真等とともに「文の京生きもの図鑑」を発行(R4年3月) 販売部数：R4年度53冊、R5年度124冊	生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえ、これに対応した「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定	引き続き、「文の京生きもの写真館」を運営するとともに、「文の京生きもの図鑑」活用し、区内の生きものに関する情報を発信していきます。
施策 4-2 専門的な動植物調査の実施検討	専門的な動植物調査の実施を検討します。	区内の動植物の状況について、調査・確認を実施 実施回数：R2～4年度4回、R5年度2回	同上	今後、生物多様性地域戦略の改訂に向けて、より広範囲な動植物調査を実施します。
施策 4-3 手づくりビオトープの取組事例や、取組方法の紹介	手づくりビオトープの取組事例や、取組方法を紹介していきます。	教育センターに手づくりビオトープの見本と、ビオトープづくりのポイントを設置。設置した見本とポイントについて、区HPや文の京生きもの図鑑で紹介	同上	引き続き、手づくりビオトープについての情報発信を行っていきます。
施策 4-4 緑地認証制度の周知	緑地や生物多様性に関する認証制度を周知します。	窓口でのパンフレット配布やHP、文の京生きもの図鑑にて周知	民間事業者等による良質な緑地の確保の取組を評価・認定する「優良緑地確保計画認定制度」が創設(都市緑地法改正)	民間の投資や活動を誘導し、良質な緑地の保全・整備につなげるため、引き続き周知していきます。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 4-5 公園における生物多様性に配慮した管理・整備	【重点施策 7】参照			
施策 4-6 樹林・湧水の自然とふれあう場としての整備	公園等において、樹林や草地、湧水等の環境がまとまって分布している場合には、これらの環境の連続性を保ちつつ触れ合うことのできる空間を確保できるよう配慮します。	公園再整備において、緑量の確保やベンチ・園路の設置、花木の植栽等、緑と触れ合うことのできる空間を整備	公園等のみどりは、グリーンインフラとして多様な機能を発揮できるよう、緑の保全等に取り組む方向性を提示（文京区都市マスタープラン2024）	地域ニーズ、公園外部の緑地との連続性、安らぎを感じられる空間づくり等に留意し、緑と触れ合うことのできる空間を整備していきます。
施策 4-7 湧水の保全のための雨水浸透施設誘導	「文京区宅地開発並びに中高層建築物等の建設に関する指導要綱」による雨水浸透施設の設置を誘導します。	設置誘導による実績 浸透施設：計 1,425 m ³ 貯留施設：計 5,831 m ³	水災害の激甚化・頻発化を背景に、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため、流域治水関連法が整備	引き続き、指導要綱に基づいて雨水浸透施設の設置を誘導していきます。
施策 4-8 公園工事におけるみどりのリサイクルの実施	公園工事におけるみどりのリサイクルの推進を図ります。	公園工事発生材（剪定枝等） リサイクル実施量：1,595.7t 公園再整備で既存樹木を活用した舗装を実施	リデュース・リユースの推進とともに、リサイクルを促進する行動が環境問題の解決等に繋がっていることを周知し、循環型社会への意識醸成を進めていく方向性を提示（「文の京」総合戦略）	引き続き、みどりのリサイクルを推進します。リサイクル材の利用を積極的に行う等、リサイクルを推進するという視点も必要です。
施策 4-9 公共施設の緑化	文京区みどりの保護条例に基づき、学校等の公共施設の緑化を行っていきます。	公共施設緑化指導実績：28 件 誠之小学校にビオトープを設置	公有地の低層建築群や高層建築群の緑被率は増加傾向	引き続き、条例に基づき公共施設の緑化を行っていきます。既存木を活用することによる緑化緩和の仕組みの利用や、接道部への緑化を誘導していくことが重要です。

区が実施する 具体的施策	具体的施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 4-10 街路樹・植樹帯 の整備	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹・植樹帯の整備を行います。	道路工事に合わせて、2 路線（植樹帯延長約 550m）における既存の植樹帯の改修を実施	区道の街路樹本数は、H30 年度以降減少傾向	歩道有効幅員確保の必要性等により、植樹帯の新規整備が難しいため、既存の植樹帯の木陰にお休み石を設置する等、質の向上を図る視点で検討していきます。
施策 4-11 街路樹等の特徴的な植栽の推進	道路の利用形態や地域の実情を踏まえて街路樹等の特徴的な植栽の推進を行います。	播磨坂のさくら並木等、既存の特徴的な植栽を保全	神田川沿いのさくら並木は安全性を確保して保全に努める方向性を提示。播磨坂周辺は、さくら並木や沿道がある環境を生かした様々な人の交流空間を形成する方向性を提示（文京区都市マスター プラン 2024）	引き続き特徴的な植栽を保全するとともに、区道改修工事の機会等を捉え、地域ニーズを踏まえた植栽の更新等を検討していきます。
施策 4-12 崖線等の法面におけるみどりの確保	建築に伴う緑化の基準、文京区景観計画への適合を求める際に、崖線部のみどりの確保について協議します。	緑化協議や景観協議において、崖線部のみどりの確保を求めている	崖線について、安全性を確保しながらみどりの保全や創出を誘導し、連続したみどりの形成を図るとともに、湧水の保全に努める方向性を提示（文京区都市マスター プラン 2024）	引き続き、既存木を活用することによる緑化緩和の仕組みの利用等、崖線部のみどりの確保のために、事業者を誘導していきます。
施策 4-13 神田川の法面や護岸の維持管理、神田川の清掃	神田川法面緑地の樹木・植栽等の維持管理を行うとともに、塵芥を清掃します。	神田川法面（面積 12,728 m ² ）を維持管理 塵芥清掃は必要に応じて実施	将来都市構造において、幹線道路、神田川、崖線等の線的な緑をみどりの軸に位置づけ（文京区都市マスター プラン 2024）	引き続き、緑や水のネットワーク維持に向け、神田川の法面や護岸の維持管理、清掃を行っていきます。
施策 4-14 暑熱環境の緩和の視点からのみどりのネットワークの形成	【重点施策 8】参照			

10年間の取組方針5 様々な主体の連携の活性化を図ります。

区が実施する具体的な施策	具体的な施策内容	施策の実施状況 (R2~R5 年度)	社会動向、課題の現況	課題・今後の方向性
施策 5-1 緑化啓発事業の充実化	【重点施策 9】参照			
施策 5-2 文京 eco カレッジ 親子環境教室の開催	体験型環境学習の機会を区民に提供し、環境問題に対する意識の高揚を図るため、区内の親子等を対象として教室を開催します。	計 623 人が参加（R2 年度は新型コロナウィルスの影響により中止）	効果的な環境教育を実現するために、体験を通じた学び、知識の習得、問題解決等に向け行動する力の獲得を組合わせる方向性を提示（環境教育等の推進に関する基本的な方針）	引き続き開催し、環境問題に対する意識の高揚を図っていきます。
施策 5-3 文京 eco カレッジ 環境ライフ講座の開催	環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成し、区内の環境保全活動を活性化させることを目的として講座を開催します。	計 232 人が参加（R2 年度は新型コロナウィルスの影響により中止）	環境保全活動や、持続可能な未来へ向けた社会変革につながる取組を担う人材育成を支援する方向性を提示（環境教育等の推進に関する基本的な方針）	引き続き開催し、環境問題に対する意識の高揚を図っていきます。
施策 5-4 植物講演会の開催	小学校 3 年生から 6 年生とその保護者の方を対象として、植物について知ってもらい、関心を持つもらうことによって、みどりを大切にし、守る心を育んでいくことを目的として、講演会を実施します。	計 120 人が参加（R3 年度は新型コロナウィルスの影響により中止） 講師を大学の先生に依頼	自然と共生する社会の実現に向か、人々の行動変容等に関する取組として、環境教育を推進する方向性を提示（グリーンインフラ推進戦略 2023）	引き続き開催し、子供が植物に関心を持つ機会を生み出します。
施策 5-5 みどりに関する情報発信	文京区のみどりの資源やみどりのイベントについての情報発信を積極的に行います。	自然散策会、木のクイズラリー、植物講演会、苗木配布事業等のみどりに関するイベントについて、区報や HP、チラシ配布にて周知	既存の情報発信手段をより充実させていくとともに、新たな情報発信の手法や体制について検討する方向性を提示（「文の京」総合戦略）	引き続き、みどりに関するイベントについて情報発信を行います。小学生向けの緑化啓発事業については、周知方法の電子化を検討します。

区が実施する 具体的な施策	具体的な施策内容	施策の実施状況 (R2～R5 年度)	社会動向、緑の現況	課題・今後の方向性
施策 5-6 世論調査におけるアンケート項目の検討	「文京区政に関する世論調査」のアンケート項目を、施策ごとの課題や満足度がより明確になるようなものへと変更するよう検討します。	R3 年度の世論調査において、アンケート項目を変更	都市に対する人々のニーズが社会情勢や技術の進歩に応じて日々変化する旨が記載（都市公園新時代）	効果的にみどりに関するニーズを把握するため、アンケート項目の変更の必要性について、世論調査の都度、社会情勢や過去の調査項目との整合など様々な視点から検討していきます。
施策 5-7 大学・事業者との連携	【重点施策 10】参照			
施策 5-8 国・都に対する協力の要請	情報連絡会等を通じて、国や都に対してみどり施策に関する協力を要請します。	緑の情報連絡会議に毎年参加	緑地の保全及び緑化の推進に向けて、多様な主体が相互に連携し、各主体の役割に応じた緑地の確保、管理を進める方向性を提示（緑の基本方針）	引き続き、情報連絡会議などを通じて、新たに活用できる施策や事業等がないか等、国や都の動向を注視します。

(4) 緑被地面積の目標値の評価

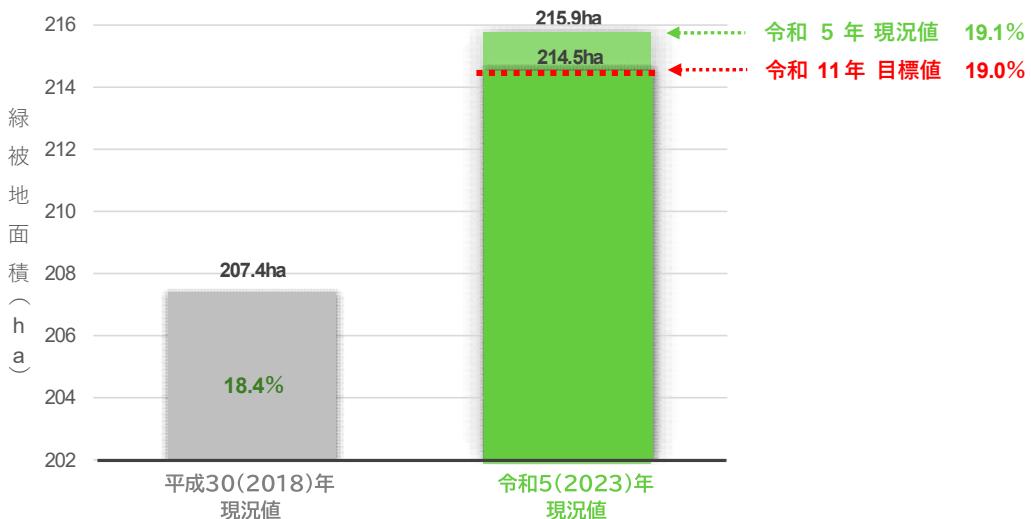
文京区みどりの基本計画では、取組施策とは別に、緑被地面積の目標値を定めており、平成30(2018)年度から令和11(2029)年度までに、緑被率を18.4%から19.0%(緑被地面積で表すと、207.4haから214.5ha)に上昇させることを目指しています。

目標 緑被率を 18.4% → 19.0% に上昇させる

[平成30(2018)年度] → [令和11(2029)年度]

<緑被地面積の現況>

令和5(2023)年度に実施した第9次緑地実態調査では、緑被率が19.1%となり、目標値の19.0%を上回っています。



注) 平成30(2018)年度現況値は第8次緑地実態調査、令和5(2023)年度現況値は、第9次緑地実態調査の表「都市構造区分別緑被率」による。

<評価・今後の方向性>

令和5(2023)年度時点の緑被率は、既存の樹木の成長や大規模施設の建設に伴う緑化整備等により、目標値を上回っている状況です。一方で、区内の樹木数(直径50cm以上)は横ばい状態にあり、既存樹木の管理状況等によっては、今後目標値を下回る可能性も考えられます。

こうした状況を踏まえ、令和11(2029)年度の緑被率目標は引き続き19.0%を維持するものとし、今後も取組施策を着実に実施することで、区内の緑地の保全及び緑化の推進に取り組んでいきます。

(5) 今後に向けて

都市における緑地は、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成など、グリーンインフラとして多様な機能を有しており、住民が健康で文化的な生活をする上で欠かすことのできない基盤です。本区は、今後も人口の増加が予測されており、区内のみどりは、より一層重要なになっていくと考えられます。

中間評価では、計画策定から 5 年間におけるみどりを取り巻く社会動向の把握や、文京区のみどりの現況分析を行うとともに、5 つの取組方針に基づく 54 の取組施策一つ一つについて、実施状況や課題、今後の進め方等の確認を行いました。前期 5 年間においては、緑豊かなまちづくりを効果的に推進する施策等を着実に実施しており、区内の緑被地面積は、今回の中間評価の段階で令和 11(2029) 年度の目標値を上回りました。しかし、樹木数が横ばいである状況などを踏まえると、今後、緑被地面積は減少に転じる可能性もあります。このため、様々な主体と連携したオープンスペースの確保や、みどりの質的向上による暑熱環境の緩和など、これまでの施策を継続、発展させることで、豊かなみどりの保護と育成に取り組んでいくことが重要です。

歴史的に由緒ある大規模なみどりや、変化に富んだ地形をもつ文京区のみどりをより豊かにし、区民がいつまでも住み続けたいと思えるまちの実現に向け、引き続き、区民、事業者、区が協力・連携しながら、みどりを創出し、育み、活かしていくとともに、今回中間評価で整理した取組施策の課題や今後の方向性を踏まえ、令和 11(2029) 年度に向けて、取組施策を着実に推進していきます。

文京区みどりの基本計画 中間評価報告書

編集：文京区土木部

〒112-8555

文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111 (代表)